

笛 吹 市 公 共 サ イ ン ガ イ ド ラ イ ン

Guideline for Public Signs of Fuefuki City



平成 27 年 3 月

はじめに

笛吹市は、桃・ぶどうの作付面積日本一の果実郷であり、四季折々の美しい風景、温泉資源や歴史遺産などに恵まれた、魅力あふれる観光と文化のまちでもある。しかし、現状では笛吹市を訪れる人々を案内するための案内看板類（公共サイン）については、残念ながら十分に整備されているとはいえない。

こうしたことから訪れる人や住む人にやさしく、利便性の高いまちづくり実現に向け、案内看板類の統一整備を進めるために、平成 25 年 6 月に「笛吹市サイン計画」を策定した。

平成 27 年 3 月には、「笛吹市サイン計画」に基づき「笛吹市サイン実施計画」を策定し、笛吹市全域に及ぶ公共サインを将来に渡って継続的な整備を行うための“基準”となる「公共サインガイドライン」をとりまとめ、ここに示す。

今後の公共サインの整備にあたり、この基準を遵守することで、市内の案内看板類の整備と統一化を図り、笛吹市の多様な魅力をわかりやすく正確に伝達し、さらには、市域全体の良好な景観づくりや市民のコミュニティ意識の向上と、地域一体となったもてなしの心あふれるまちづくりが推進されることを期待する。

平成 27 年 3 月

目 次

はじめに

目次

笛吹市公共サインとは	1
ガイドラインの適用範囲	2
サインシステムの考え方	5
笛吹市公共サインに関する用語	6

1. 共通の基準

1-1 使用書体	8
1-2 文字の大きさ	9
1-3 市章・市名／笛吹市インフォメーションアイコン／ピクトグラム	11
1-3-1 市章・市名	11
1-3-2 笛吹市インフォメーションアイコン	11
1-3-3 矢印や距離の表示	11
1-3-4 ピクトグラム	12
1-4 色彩	13
1-4-1 表示面の明度差の配慮	13
1-4-2 表示面の色の選択と組み合わせ	13
1-4-3 サイン支持体の色彩	14
1-5 地図	16
1-6 言語	17
1-6-1 日本語	17
1-6-2 英語表記	18

2. 誘導サインの基準

2-1 表示する情報の内容とデザイン	20
2-1-1 笛吹市インフォメーションアイコン	20
2-1-2 色彩	20
2-1-3 表示面のデザイン	21
2-2 設置位置について	23
2-2-1 設置位置の基本ルール	23
2-2-2 ふえふき情報スポットへの誘導サインの設置について	23
2-2-3 主要公共施設への誘導表示板を併設する	24
2-3 車両系誘導サイン	25
2-3-1 車両系誘導サイン Aタイプ	25
2-3-2 車両系誘導サイン Bタイプ	26
2-3-3 車両系誘導サイン Cタイプ	27
2-4 歩行者系誘導サイン 矢羽型	28

3. 定点サインの基準	
3-1 表示する情報の内容とデザイン	30
3-1-1 笛吹市インフォメーションアイコン	30
3-1-2 色彩	30
3-1-3 表示面のデザイン	32
3-2 設置位置について	33
3-3 車両系定点サイン 大型	34
3-4 歩行者系定点サイン スリム型	35
3-5 その他の定点サイン	36
3-5-1 車両系定点サイン	36
3-5-2 歩行者系定点サイン	37
4. 案内サインの基準（ふえふき情報スポット・ウェルカム広場案内サイン）	
4-1 表示する情報の内容とデザイン	39
4-2 基本形状	42
4-2-1 案内サイン 垂直型	42
4-2-2 案内サイン 傾斜型	42
4-3 レイアウト見本	43
4-3-1 案内サイン垂直型の表示面レイアウト	43
4-3-2 案内サイン傾斜型の表示面レイアウト	44
5. 参考設計図	
5-1 車両系誘導サイン	46
5-1-1 車両系誘導サイン Aタイプ	46
5-1-2 車両系誘導サイン Bタイプ	47
5-1-3 車両系誘導サイン Cタイプ	48
5-2 歩行者系誘導サイン 矢羽型	49
5-3 車両系定点サイン 大型	50
5-4 歩行者系定点サイン スリム型	51
5-5 案内サイン	52
5-5-1 案内サイン 垂直型	52
5-5-2 案内サイン 傾斜型	54
5-5-3 柱・ベースプレート	56
6. 維持・管理	
6-1 方針と方法	58
6-1-1 サインの維持管理方針	58
6-1-2 サインの維持管理方法	58
付録	61
参考文献	

笛吹市公共サインとは

1. 笛吹市公共サインとは

本ガイドラインにおいて「公共サイン」とは、市民をはじめ笛吹市を訪れるすべての人に、現在地の場所や目的地の場所などさまざまな情報をわかりやすく正確に知らせるために、道路沿いや公共施設などの公共空間に設置する案内看板類のことをいう。

2. 笛吹市公共サインガイドライン策定の目的

笛吹市における公共サインの状況は、合併以前の各町村の多様なサイン類が競うように混在し、インフラの整備が整う過渡期の地域にみられる混乱の状態にあるといえる。サインのデザインや配置に統一性がなく、旧町村名のものも多くみられ、老朽化した看板が撤去されずに放置されていたり、新旧の看板が併設されていたりする。また、目的地への案内がわかりづらかったり、必要な場所に案内看板が欠けていたり、笛吹市を訪れるさまざまな人に不親切な状況が見受けられる。このようなサイン類の整理がなされていない状況は、笛吹市のせっかくの景観を損ねてしまうほか、市のネガティブイメージに繋がるものと考えられる。

こうしたことから、笛吹市を訪れるすべての人に、笛吹市の持つ産業観光、歴史、自然、公共施設等の情報を、わかりやすく、かつ正確に伝達することができるよう、公共サインの充実と統一化を図ることにより、地域一体となったもてなしの心あふれるまちづくりを進めるため、「笛吹市サインガイドライン」を策定する。

さらに、本ガイドラインに定める一定のルールの中で順次計画的に公共サインの整備を行うことにより、市域全体の良好な景観づくりや個性化はもとより、市民のコミュニティ意識の向上にも寄与するものである。

策定にあたっては、本市の特色を活かした一貫性のある公共サインの設置を実現するため、笛吹市総合計画、笛吹市都市計画マスタープラン、笛吹市景観計画、笛吹市観光振興プラン、県の関連計画などとの整合性を図った「笛吹市サイン計画」を基に、検証をしながら実施計画を行った。

「笛吹市らしさ」を演出するとともに、誰にでもやさしく、親しみやすい笛吹市オリジナル公共サインを設置することによって、初めて訪れる人にも情報がわかりやすく届き、桃源の郷「笛吹」の風土・文化が伝わり、立ち寄る先々で交流が広がる。また、地域同士を繋げ、統一した市の道標となるよう、継続して本ガイドラインを活用するものとする。

3. 笛吹市サイン計画のテーマ

平成 25 年 6 月に策定した「笛吹市サイン計画」が設定したテーマは次の通りである。

届く・伝わる・交わる・繋げる・笛吹の道標（みちしるべ）

初めて訪れる人にも情報がわかりやすく届き／桃源の郷「笛吹」の風土・文化が伝わり
立ち寄る先々で交流が広がる／また、地域同士を繋げ、統一した市の道標をつくる。

ガイドラインの適用範囲

1. 適用区域

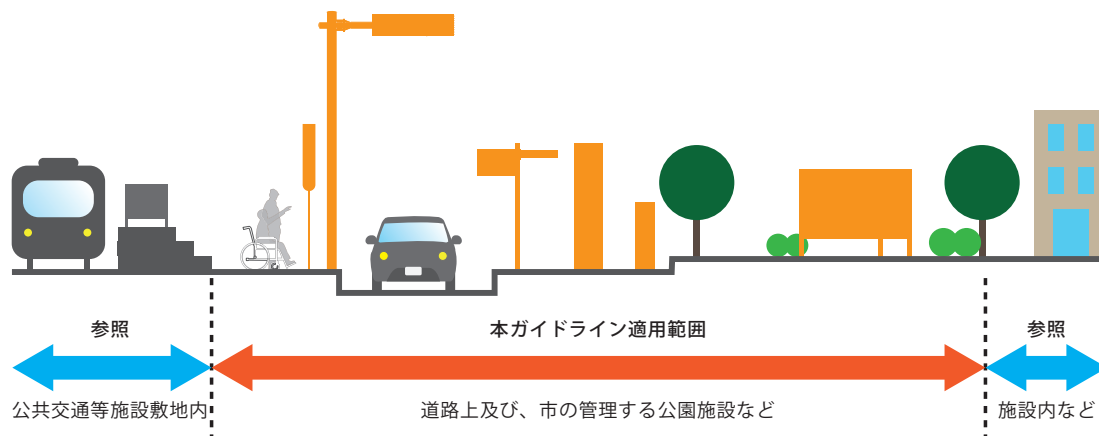
本ガイドラインの適用区域は、笛吹市全域とする。

2. 対象となる利用者

本ガイドラインの適用対象者は、市民及び笛吹市を訪れるすべての人を対象とする。特に、公共交通機関利用者（特に観光客、外国人等）、自家用車利用者、歩行者などに配慮する。

3. 適用されるサイン

- ①歩行者を対象とした案内、誘導のためのサイン
- ②車両通行者を対象として市域内で重要な案内対象に誘導するサイン
- ③駅前などの交通拠点、道路、公園、緑地等に設置され市が管理するサイン
- ④他の管理者の設置する標識令に則ったサインのうち、市域内で重要な案内対象について表記が必要と判断される場所におけるサイン



4. ガイドライン適用の除外

標識令などの法令等に準拠したサインや、駅施設内サインのように一つのまとまりとして独自のサインシステムを用いた方が効果的と思われるサインについては、適用範囲から除外する。

- ①特定の施設（美術館や博物館、庭園、古民家等の意匠性が重要な施設等）内のサイン類は、施設のデザイン性や特殊性を尊重する観点から、外観等においてすべてを規定するものではない。
- ②国県等が設置するサインは、設置経過等により、その一部を対象とする場合もある。
- ③民間サインは直接的な適用対象とはしない。ただし、その模範となり、調和ある計画づくりを促すものとする。

5. 対象とする公共サインと種類

本ガイドラインが対象とする公共サインは市が設置する案内看板類全般とする。なお、説明サイン、規則サイン、広報サインについては、ガイドラインの基準を参照する。

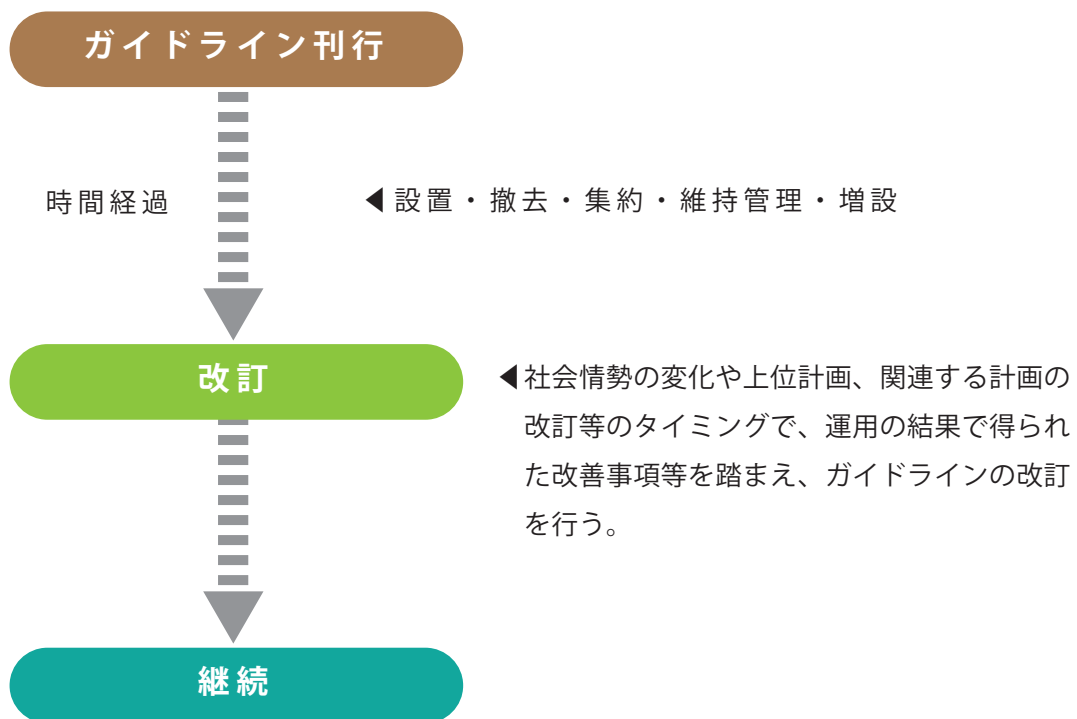
名 称	役 割	イメージ例（現状より）
誘導サイン	矢印や距離などを表示し、案内対象となる地域や施設の方向や位置を告知するためのサインのこと。	
定点サイン	現在地や施設等の名称を告知するためのサインで、以下のようなものがある。 【地点名称サイン】 地点の名称を告知するためのサインのこと。設置場所付近の地名や住所を告知する「地名サイン」などがある。 【施設等名称サイン】 観光地や施設の入口付近に設置し、その名称などを告知するためのサインのこと。	
案内サイン	案内対象である地点、施設、エリアなどの情報を、地図などを用いてわかりやすく案内するためのサインのこと。観光案内板などがこれにあたる。	
説明サイン	施設や文化財などの近くに設置し、その内容、歴史、利用方法などを説明するためのサインのこと。	
規制サイン	利用者の行動を規制したり注意を喚起したりするためのサインのこと。	
広報サイン	利用者に特定のメッセージを伝えるためのサインのこと。訪問者に歓迎の意を伝える「歓迎サイン」や地域の特色などを伝える「PRサイン」などがこれにあたる。	

ガイドラインの対象

ガイドラインの基準を参照

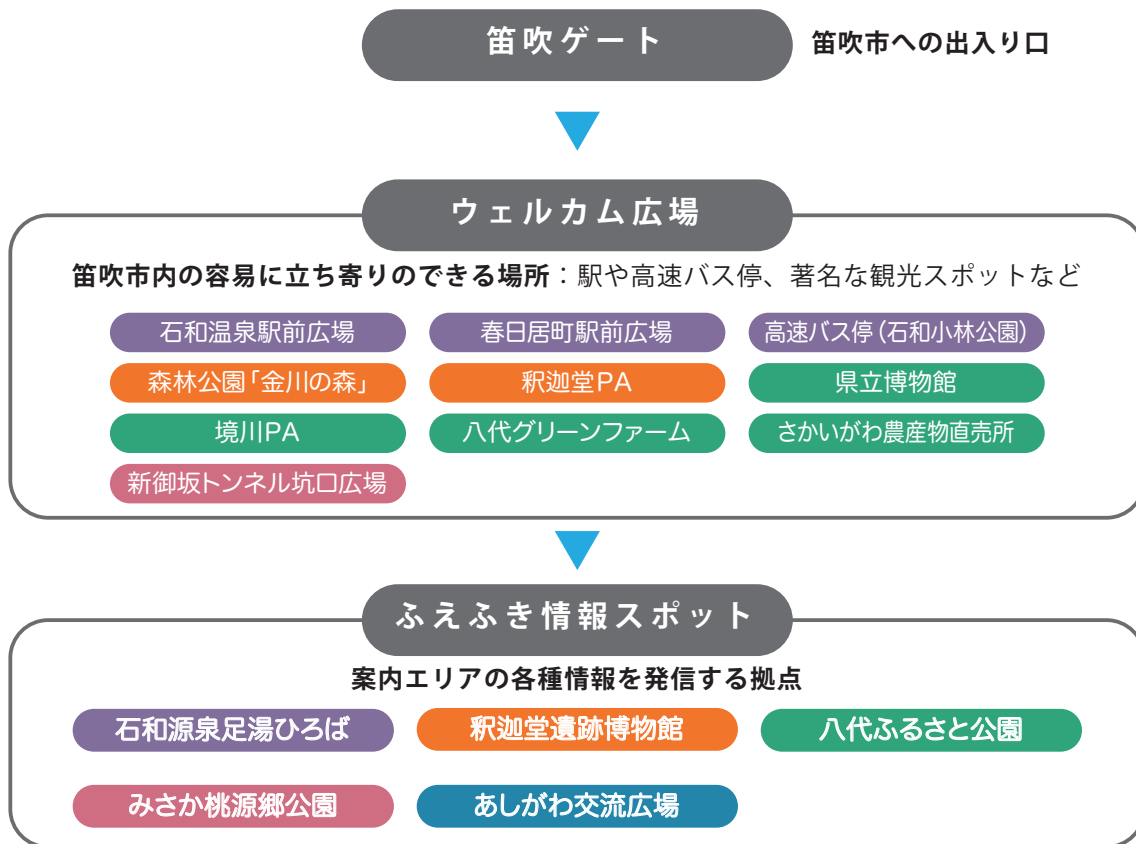
6. ガイドラインの改訂

公共サイン整備の実効性を確保するために、社会情勢の変化や上位計画、関連する計画の改訂等のタイミングで、適宜ガイドラインの見直しを行う。なお、その見直しについては本ガイドラインに基づく公共サインの進捗状況や、改善が必要な事項などを踏まえ改訂する。



サインシステムの考え方

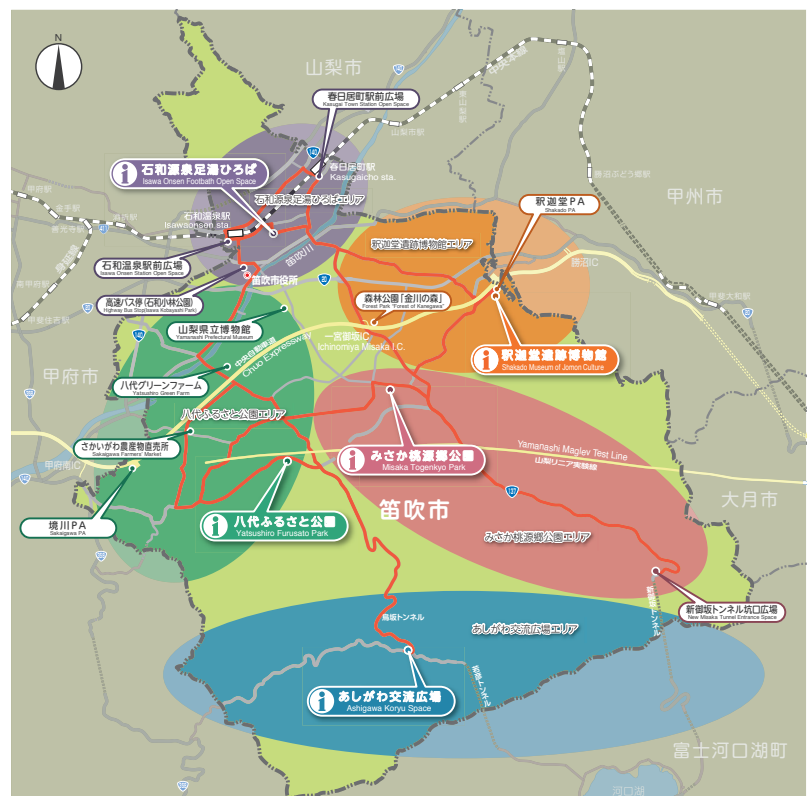
(1) 笛吹市公共サインシステムと案内エリア



(2) 主要な情報発信拠点と案内エリア

笛吹市内の情報を発信する
主要な場所と案内エリアは、
右図の通りである。

※図は平成 27 年 3 月時点



笛吹市公共サインに関する用語

本ガイドラインにおいて、次の用語は、それぞれ以下の意味で用いるものとする。

笛吹ゲート	笛吹市の市境および高速道路インターチェンジ出口で、来訪者に、笛吹市内に入ったことを知らせる標識等を設置した場所を示す名称。
ウェルカム広場	鉄道の駅や高速道路のパーキングエリア、従来の道路案内標識によって容易に到達することができる著名な施設等に、サインシステムに関する情報案内や徒歩圏の施設等案内を行う看板等サイン類を配置したスポットを表す。
案内エリア	市内の各地域を案内するにあたって、公共施設や観光・レクリエーション等の案内スポットを有する徒歩圏の区域を一つの単位とし、それらを分かり易く案内することを目的として、複数集合させた大きな単位を「案内エリア」とする。案内エリアは市内を概ね5つに区分している。
ふえふき情報スポット	案内エリアの各種情報を提供する拠点施設で、エリア内の情報看板等サイン類を設置する場所を表す。眺望の良い場所に設置する「眺望広場（3か所）」と地域の中心的な場所に設置する「交流広場（2か所）」とがある。
回遊動線	市内の各案内エリアおよびふえふき情報スポットを効果的に繋ぐ車両動線として、市内の幹線道路を連携させた推奨動線のこと。

1. 共通の基準

1-1 使用書体

多くの人がわかりやすく、読みやすいように、文字の線幅がほぼ一定であり離れた位置からの視認性・可読性に優れた「ゴシック体」とする。

また、書体の指定の範囲は、今後の多種にわたるサイン形式に対応する読みやすさ・見やすさを考え、書体分類の「ゴシック体」までとし、詳細な書体名までは指定しない。この理由は、情報が多い案内板などでは、丸ゴシック体と角ゴシック体を組み合わせることで、内容がわかりやすくなる場合があるためである。

(1) 和文書体

「丸ゴシック体」もしくは「角ゴシック体」を使用する。

① 丸ゴシック体の例

(例 1：新丸ゴ M)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 2：新丸ゴ R)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 3：UD 新丸ゴ M)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 4：UD 新丸ゴ R)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 5：ヒラギノ丸ゴ ProN W4)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

② 角ゴシック体の例

(例 1：新角ゴ M)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 2：新角ゴ R)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 3：UD 新ゴ M)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 4：UD 新ゴ R)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(例 5：ヒラギノ角ゴ Pro W6)

笛吹市 ふえふきし フェフキシ

(2) 欧文書体・数字

和文書体との調和を考慮し、文字線の端に飾りがない「サンセリフ体」である欧文書体「Helvetica（ヘルベチカ）」を使用する。

ヘルベチカ書体の例

(例 1：Helvetica Light)

Fuefuki City 123456789

(例 2：Helvetica Regular)

Fuefuki City 123456789

(例 3：Helvetica Bold)

Fuefuki City 123456789

1-2 文字の大きさ

- ・文字の大きさは原則として、視認距離や移動速度・情報量・表示面の大きさ等を勘案し、視力の低下した人々に配慮して、総合的に判断すること。
- ・迅速に的確な情報を伝えるために、表示を構成する文字を適切な大きさを選択する必要がある。文字の判読に必要な文字の大きさは、利用者の視距離や移動速度によって決まるが、標準的な基準である文字高さの目安よりも小さいものは使用しない。ただし、補助的な要素（ふりがな等）についてはこの限りではない。

※標準的な基準である文字高さの目安は、国土交通省のガイドラインで提示されている数値とする。

表：文字大きさの選択の目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

※出典元：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団(平成25年10月)『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)』

(1) 文字表記の最小寸法

①車両誘導

「標識令」に基づき、車両系誘導サインは、文字高 200mm を基準とする。

(懸架する場合や、道路幅・制限速度等の状況によっては、適宜判断する。)

②近距離(1～2m)用の名称及び文章

記載される文字は最小文字高を和文 9mm、英文 7mm とする。ただし、表示面の面積が限られ、情報が煩雑になるような場合は、英文の最小文字高を 4mm とする。

笛吹市 ↓和文 9mm

Fuefuki ↓英文 7mm

Fuefuki ↓英文 4mm

③地図

地図上には、記号や文字など情報量が多いため、平均的に1mの距離をおいて読み取り可能な数値とする。ただし、表示面の面積が限られ、情報が煩雑になるような場合は、最小文字高を和文 5mm、英文 4mm とする。

笛吹市 ↓和文 5mm

Fuefuki ↓英文 4mm

(2) 文字高

和文では指定書体(丸ゴシック体・角ゴシック体)の「笛」の高さ、英文では指定書体(ヘルベチカ)の「F」の高さとする。

和文文字高



ふえふぎし 笛吹市

英文文字高



Fuefuki City

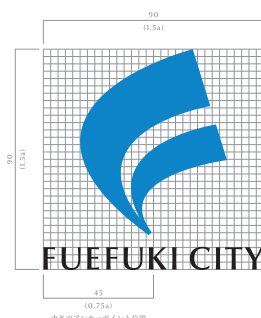
1-3 市章・市名／笛吹市インフォメーションアイコン／ピクトグラム

1-3-1 市章・市名

「市章管理運用マニュアル」を遵守する。

- ・市章色：DIC-141(特色指定色)
- ・指定色以外の色彩で表示する場合は必ず単色とする。

【例：市章】



1-3-2 笛吹市インフォメーションアイコン

視認性の高さや多くの人（外国人含）への情報の伝わりやすさを考え、既に社会的認知度の高いインフォメーションの意味を持つ「i」という文字に笛吹市のローマ字表記を加えて、笛吹市オリジナルのアイコンとする。笛吹市インフォメーションアイコンは、ふえふき情報スポットへの車両誘導経路上や、案内施設近辺の歩行者誘導経路上の誘導サイン、および案内板表示面内に用いることで、円滑な誘導を補助するものである。従って、公共空間における本サインシステム内での使用のみを原則とし、多用による混乱を生じないことに配慮する。

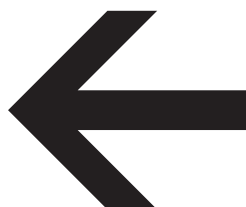
【例：笛吹市インフォメーションアイコン】



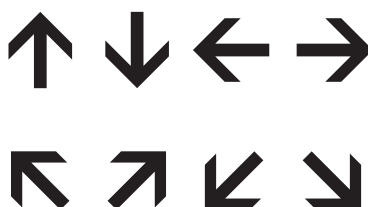
1-3-3 矢印や距離の表示

目的地へのルートや距離を分かりやすく伝え、安全かつ円滑に誘導するためのものである。

（１）矢印：「JIS Z 8210 標準案内用図記号」の矢印を使用する。



矢印
Directional arrow



応用例
variants

出典元：交通エコロジー・モビリティ財団（平成13年3月）『標準案内用図記号ガイドライン』

- (2) **距離数**：サイン設置場所から、目標地の中心地点（施設の正面地点）までの道路に沿った距離とする。

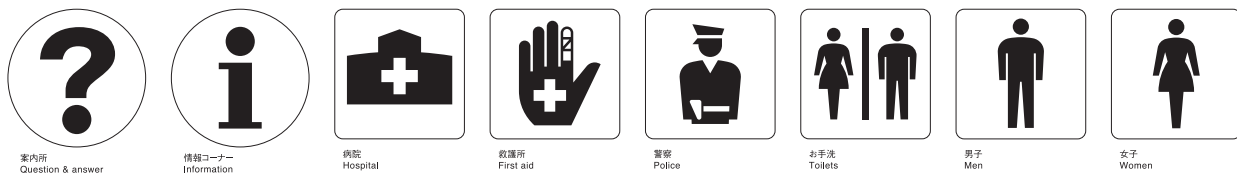
距離表示のルール

距離が 2 桁の場合：下 1 桁を四捨五入する	例：62m→60m
距離が 3 桁の場合：下 1 桁を四捨五入する	例：853m→850m
距離が 4 桁の場合：下 2 桁を四捨五入する	例：1,230m→1.2km

1-3-4 ピクトグラム

- ・外国人観光客などに対応するため、文字情報を補うためにピクトグラムを用いる。
- ・言語の違いによらず、図像で情報を伝達できるピクトグラムを積極的に活用する。
- ・原則として「JIS Z 8210 標準案内用図記号」の図記号を使用し、統一性を持たせる。

公共・一般施設 Public Facilities



交通施設 Transport Facilities



出典元：交通エコロジー・モビリティ財団（平成13年3月）『標準案内用図記号ガイドライン』より一部抜粋
※その他のピクトグラムは付録 P63 参照

1-4 色彩

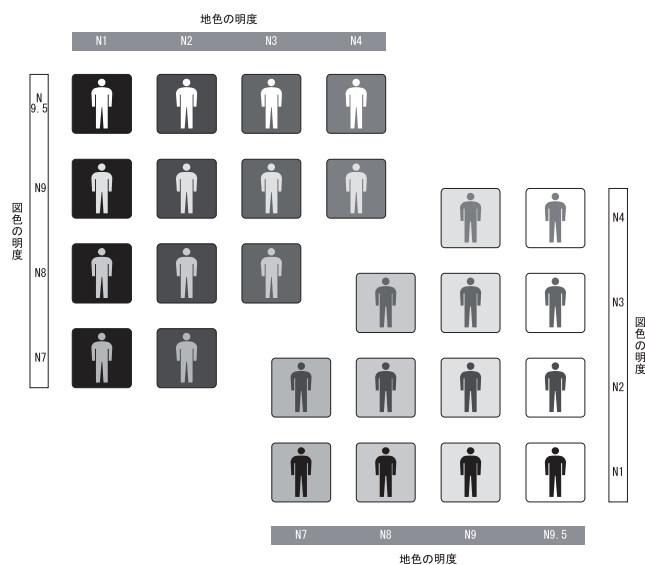
多くの人がわかりやすいような配色の配慮をする。また、アイコンなど、色の識別による案内は、補助的な役割として使用する。

1-4-1 表示面の明度差の配慮

(1) 2色の組み合わせについて

2色の組み合わせで表現するサインの場合、図色と地色の明度差・彩度差をなるべく大きくし、配色を区別しやすくする。

- ・重要な事項を伝達する必要があるサインに関しては原則として『明度差 5』とする。
- ・補助的な機能として表現するアイコンやサインに関しては、デザインの自由度を考え、『明度差 3』を目安とする。



※出典元：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団(平成25年10月)
『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)』

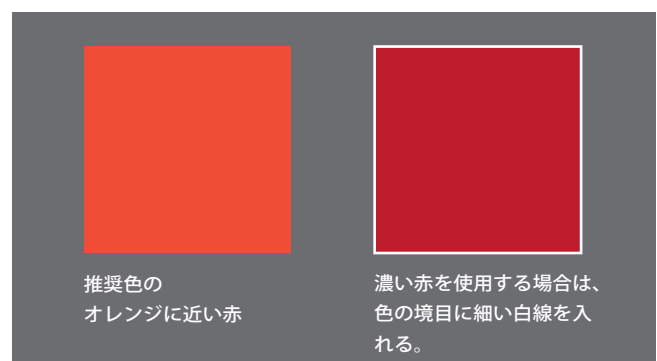
(2) 地図の明度差について

地図の図色と地色の明度差を十分に大きくすること等により容易に識別できるものとするが、地図は、文字やピクトグラム、記号など複数の要素が関わるため、明度差と全体の見やすさに注意する。

1-4-2 表示面の色の選択と組み合わせ

(1) 赤色の使い方

濃い赤よりも、色覚に障がいのある人にとって見分けやすい朱色やオレンジに近い赤を用いる。やむを得ず濃い赤を用いる場合は、他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。



(2) 特に見分けにくい色の組み合わせ

①色覚に障がいのある人は、「黒と赤」「赤と緑」「緑と茶」「黄緑と黄」「紫と青」「赤と茶」「水色とピンク」の見分けが特に困難である。明度や彩度の差は見分け難いことがあるが、同色系の明暗の識別はできる。



②高齢者（主に白内障患者）は「黒と青」「白と黄色」の組み合わせが特に識別しにくいため、この組み合わせは使用しない。



(3) 地図の表現

地図には情報を伝達する要素が多いため、色数が増えると煩雑になり、情報が伝わり難くなる。よって、多くの色を用いず、なるべく最小限の色数にする。

また、地図の表現色により地名や施設名等の墨文字が見にくくなる場合は、無理に使用せず、背色との明度差をつけたり、文字のアウトラインを細い白い線で囲むなどの工夫をすること。

1-4-3 サイン支持体の色彩

素材の指定はしないが、本体支柱の色彩は統一する。下記イメージカラー（色番号は日本塗装工業会／塗料用標準色／2013年G版）を参照し、近似色を使用する。

(1) 丸形鋼管タイプ

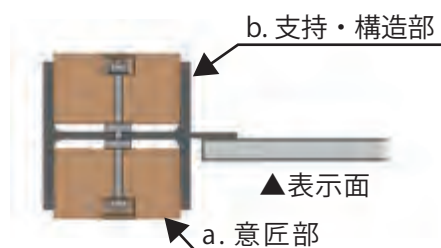
車両系誘導サインの規格品に対応される鋼管は、「日塗工色番号 G15-30B」を推奨色とする。



日塗工色番号 G15-30B

(2) 木材＋H型鋼タイプ

歩行者系誘導サイン、定点サイン、案内サインに使用する。



a. 意匠部のイメージカラー：意匠部は木材（自然素材）であるため、色を指定することは難しい。
よって、下枠内を推奨色とし、枠外を近似色の見本とする。



日塗工色番号 G19-50H



日塗工色番号 G19-60H



日塗工色番号 G17-50L

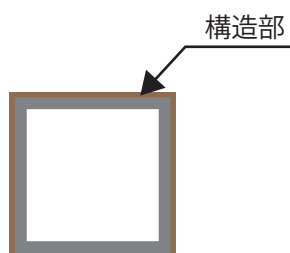
b. 支持・構造部のイメージカラー：「日塗工色番号 G15-30B」を推奨色とする。



日塗工色番号 G15-30B

(3) 角型鋼管タイプ

歩行者系誘導サイン、定点サイン、案内サインに使用する。



構造部のイメージカラー：「日塗工色番号 G19-50H」を推奨色とする。



日塗工色番号 G19-50H

1-5 地図

目的地へのルートや距離を分かりやすく伝え、安全かつ円滑に誘導するため、次のことを原則とする。

(1) 地図の表現と表記について

①シンプルかつ統一的なデザインとする。

情報が多すぎて目的地が発見しにくくならないよう、極力シンプルな内容にする。

②地図を複数設置する場合は、統一的なデザインとする。

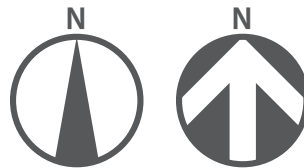
③地図の縮尺は、各案内サインで適宜判断する。

④「現在地」、「方位記号」、「スケール」を必ず表示する。

【例：現在地表示】



【例：方位記号表示】

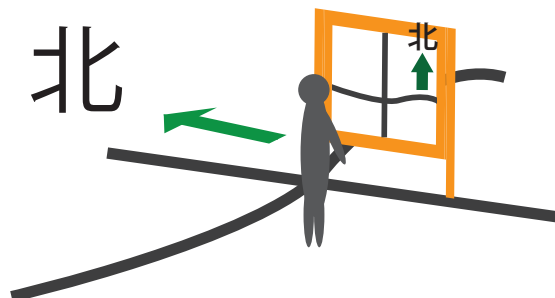


【例：スケール表示】

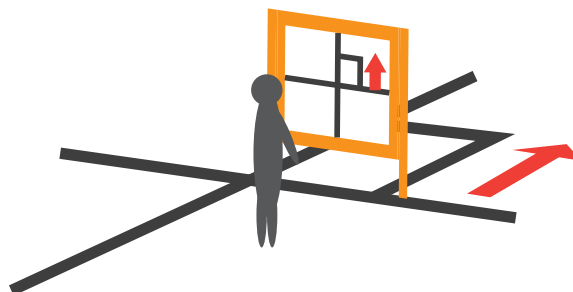


(2) 地図の向き

①笛吹市全体地図：サインに向かって北を上とする。



②周辺案内地図：サインに向かって前方を上とする。



1-6 言語

- ・国際化も踏まえ、より多くの人に情報を伝えるため、「日本語」および「英語」の併記を原則とする。
- ・表示面の面積が限られ、情報が煩雑になるような場合は、英語表記を適宜省略することもできる。

1-6-1 日本語

原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。ただし、固有名詞においてはこの限りではない。

- (1) **施設名称**：原則として、正式名称を表記する。ただし、正式名称が長すぎる場合や、正式名称より明らかに理解されやすい通称や略称がある場合は、適宜判断する。また、アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。

通称例：芦川農産物直売所 ⇒ おごっそう家

アルファベット名称例：J R / N T T

- (2) **地点名称**：原則として、「町名」までを表記する。

例：笛吹市芦川町／笛吹市石和町／笛吹市一宮町／笛吹市春日居町
笛吹市境川町／笛吹市御坂町／笛吹市八代町

- (3) **道路名称**：都市計画道路名や愛称などから、理解されやすい名称を適宜判断し、表記する。

例：さくら温泉通り

- (4) **ふりがな**：読みにくい施設名や、地名・人名などの漢字表記には、必要に応じてふりがなを併記する。

例：藤^{ふじ}埜^{ぬた}の滝^{たき}

- (5) **数 字**：原則として、「算用数字（アラビア数字）」を使用する。

例：11 月 24 日

- (6) **紀 年**：原則として、「西暦」表記とする。必要に応じて日本年号を併記する。

例：2015 年 または 2015 年（平成 27 年）

1-6-2 英語表記

- ・詳しい表記方法については、国土交通省 観光庁（平成 26 年 3 月）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』に準拠する。
- ※市内の主な観光施設や祭事などの英訳については、本ガイドラインの付録 P61 を参照。
- ・日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。
- ・和製英語や固有名詞などで、ヘボン式に対応しないものは、ローマ字表記を個別に基準化し、通称や略称が普及している場合は、それを用いる。

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	－	ゆ	－	よ	ya	－	yu	－	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	－	－	－	－	wa	－	－	－	－
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

- はねる音「ン」は n で表すが、m、b、p の前では m を用いることができる。
- はねる音を表す n と次にくる母音字又は y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。
- つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次に ch がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。
- 長音は母音字の上に「ー」（長音符標）をつけて表すことができる。
長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。
(注) 長音符は日本独自のもので、国際化されていないため、外国人に理解されない可能性もある。長音符の使用は事業者や自治体等で対応が異なる、もしくは使用しない場合があるため表示にあたっては確認が必要。
- 特殊音の書き表し方は自由とする。
- 文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。
- 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。

※出典元：国土交通省 観光庁（平成 26 年 3 月）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

2. 誘導サインの基準

2-1 表示する情報の内容とデザイン

2-1-1 笛吹市インフォメーションアイコン

誘導サインに関する笛吹市インフォメーションアイコンは、次のルールを原則として使用する。

- ・ 笛吹市インフォメーションアイコンの縦横比の変更はしない。

(1) 車両系誘導用

このアイコンは、案内対象が「ふえふき情報スポット」である場合の車両系誘導サインの表示面に用いる。

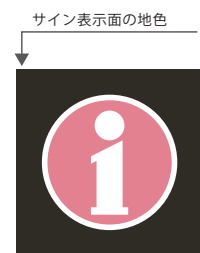
車両からの視認性を高めるため、情報をシンプルにし、地色との明度差を5以上となるようにする。



(2) 歩行者系誘導用

このアイコンは、歩行者系誘導サインの表示面に誘導先が「ふえふき情報スポット」の場合にエリアカラーを用いて使用する。

指定エリアカラーの明度差が3～4.5の補助的な扱いとなるため、表示面には、「ふえふき情報スポット」の名称を併記する。



2-1-2 色彩

(1) 表示面の色彩

表示面の色彩においては、移動視点である車両からの視認性を重視し、暗色面に白色の文字の表記とする。

(2) 表示面の地色

誘導サインの地色は、統一性を図るためダークブラウンとする。

推奨色 マンセル値：10 YR 2／1



日塗工色番号 G19-20B

2-1-3 表示面のデザイン

表示面のデザインは下記を基本パターンとする。

(1) 車両系／横型

① ふえふき情報スポットへの誘導用



② ふえふき情報スポット以外への誘導用



(2) 車両系／縦型

① ふえふき情報スポットへの誘導用



② ふえふき情報スポット以外への誘導用



(3) 歩行者系／矢羽型

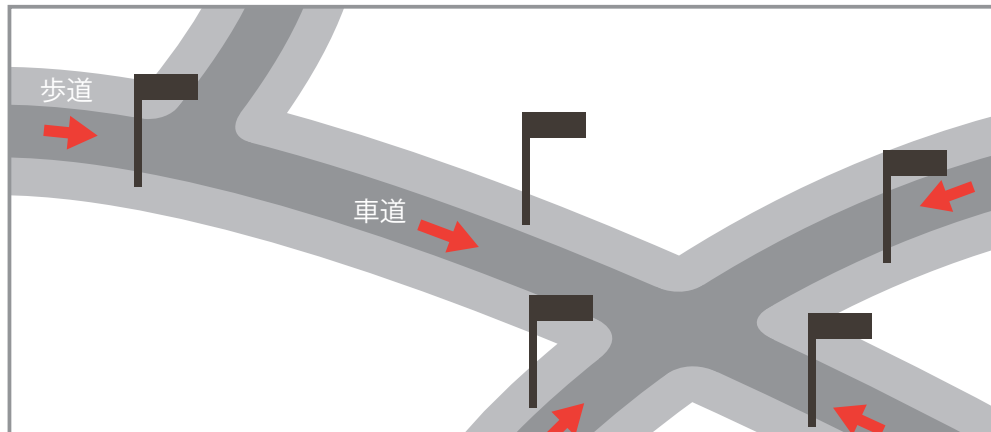


S=1:10

2-2 設置位置について

2-2-1 設置位置の基本ルール

誘導サインは、動線の分岐する主要な交差点や、経路上で迷いが生じる位置に設置し、視認性が良く障害物などのないことに配慮する。



2-2-2 ふえふき情報スポットへの誘導サインの設置について

各案内エリアの情報拠点となる「ふえふき情報スポット」への誘導サインは、次のルールで設置する。

(1) 設置場所

「回遊動線・連携動線上の主要交差点」および「サインシステムの構築上必要な交差点」とする。

(2) 誘導サインの設置基準

回遊動線・連携動線上の、「案内エリア内の交差点」・「案内エリア境界付近の交差点」・「インターチェンジ出口」に設置する。

①案内エリア内の交差点における誘導サイン設置

案内エリア内のふえふき情報スポットへ誘導する。回遊動線・連携動線上の進行方向で、笛吹ゲートからの誘導および案内エリア境界の交差点からの誘導の連続性を考慮し、右・左折が必要な箇所に誘導サインを設置する。（原則、直進の場合は設置しない。）

②案内エリア境界の交差点における誘導サイン設置

回遊動線・連携動線上の進行方向で、隣接する案内エリアのふえふき情報スポットへ誘導する。回遊動線・連携動線上の案内エリア境界の交差点、および、その前後2つ目までの交差点の計5つの交差点のうち、右・左折が必要な箇所に誘導サインを設置する。（原則、直進の場合は設置しない。）

③インターチェンジ出口における誘導サイン設置

インターチェンジ出口は、来訪者への分かりやすさに配慮し、なるべく多く（進行方向の近い順で最大3箇所）のふえふき情報スポットへ誘導する。

インターチェンジ出口、および、その前後2つ目までの交差点の計5つの交差点のうち、右・左折が必要な箇所に誘導サインを設置する。（原則、直進の場合は設置しない。）

- ※車両系誘導サインの表示面の数は、本サインシステムの円滑な誘導に必要な数が現時点では 3 枚であること及び視認性の確保や景観性を考慮し、上限を 3 枚とする。
- ※直進の場合、原則として誘導サインは設置しないが、分かりにくい交差点にのみ設置する。
- ※幹線道路、且つ、明らかに到達距離を短縮できる直結道路がある場合には、現地調査に基づき、回遊動線や連携動線以外のルートを誘導することができるようにする。

2-2-3 主要公共施設への誘導表示板を併設する

市の主要公共施設や駅などの所管課は、必要に応じて、所管施設への誘導表示板をふえふき情報スポット誘導サインに併設することができる。ただし、誘導対象施設の所管課が費用や事業の実施（重複する既存サイン撤去含む）を担うものとし、関係各課との協議の上、実施する。

(1) 対象施設

原則として、市の主要公共施設や駅などを対象とする。

（例：市役所・観光施設・教育施設・スポーツ施設・駅・高速バス停など）

(2) 注意点

ふえふき情報スポット誘導サインに、所管施設への誘導表示板を併設したい課は、以下の点に注意し実施する。

- ・併設できる板面の枚数は、先述のとおり最大 3 枚とする。各サインの構造計算等で併設可能枚数や重量等を確認の上、併設する。
- ・併設した誘導表示板と内容が重複する既存サインが周囲にある場合、概ね 10 年以内を目処にその既存サインを撤去する。

2-3 車両系誘導サイン

2-3-1 車両系誘導サイン Aタイプ

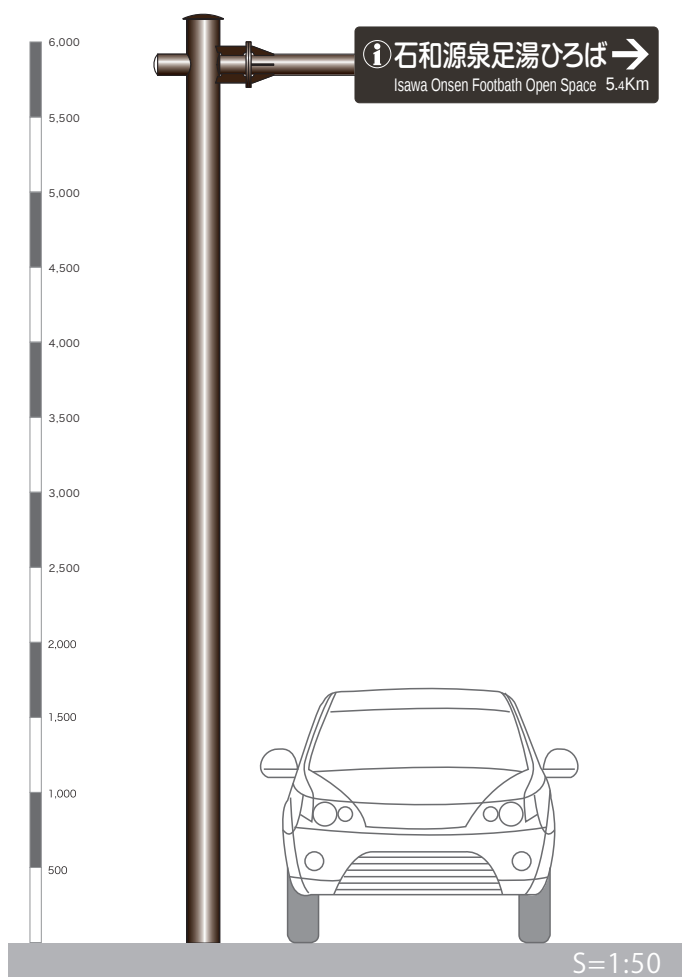
- ・車両からの視認性が高まるように掲示する。内容はなるべくシンプルにする。
- ・車両の誘導経路上に設置し、移動視点での視認性の高さを重視する。（歩道上に設置できない場合に用いる）
- ・案内施設への方向と距離を明示する。

(1) 掲載事項

- ①誘導先の名称：和文と英文を併記する。
- ②方向指示（矢印）
- ③距離
- ④案内対象がふえふき情報スポットの場合は、「笛吹市インフォメーションアイコン」を入れる。

(2) 表示面色

- ①地色：ダークブラウン
- ②文字・ピクトグラム（矢印）：ホワイト



▼3 連タイプ



▼2 連タイプ



2-3-2 車両系誘導サイン Bタイプ

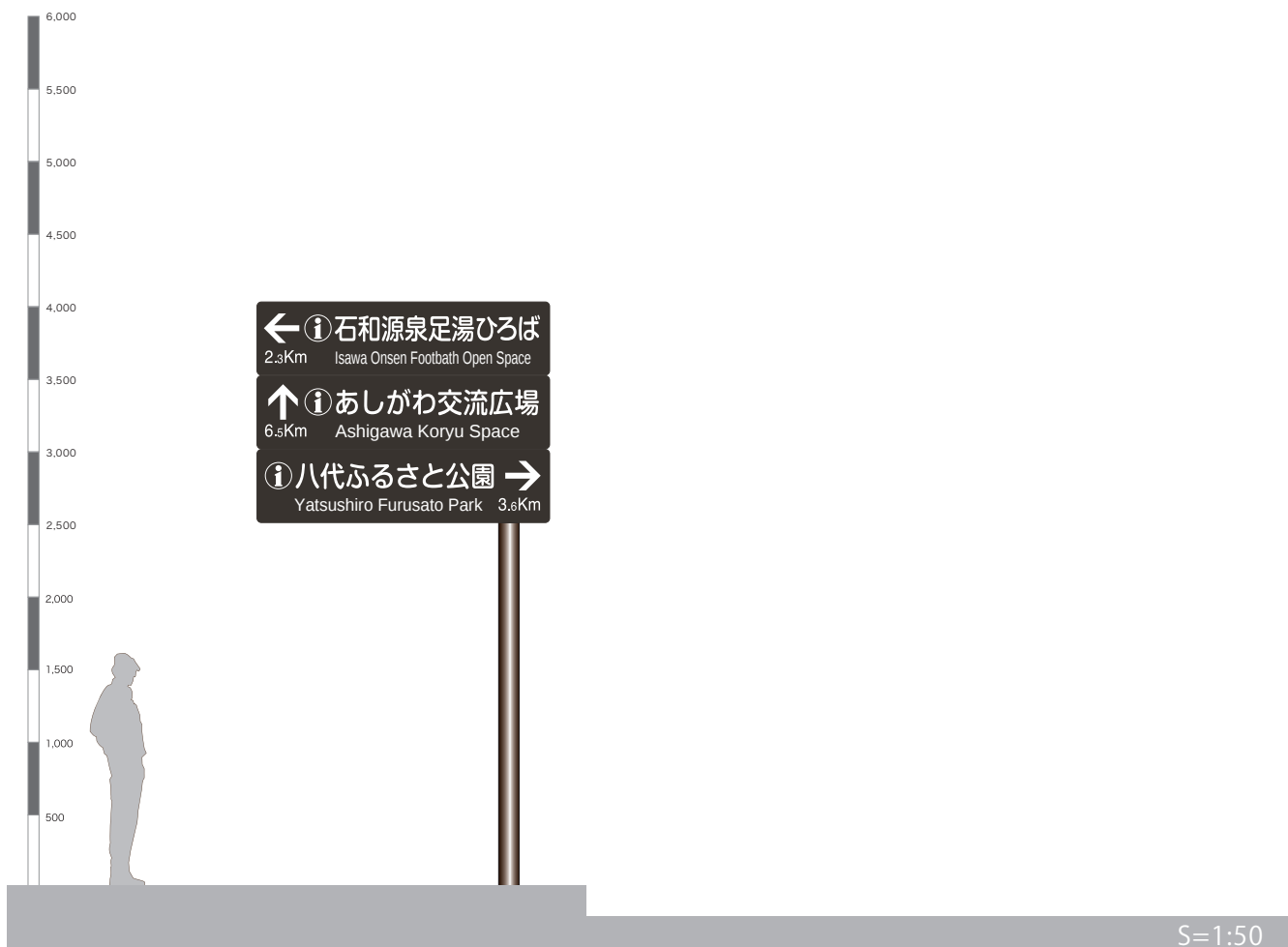
- ・車両からの視認性が高まるように掲示する。内容はなるべくシンプルにする。
- ・車両の誘導経路上の歩道に設置し、視認性や通行条件に問題がない場合に用いる。
- ・案内施設への方向と距離を明示する。

(1) 掲載事項

- ①誘導先の名称：和文と英文を併記する。
- ②方向指示（矢印）
- ③距離
- ④案内対象がふえふき情報スポットの場合は、「笛吹市インフォメーションアイコン」を入れる。

(2) 表示面色

- ①地色：ダークブラウン
- ②文字・ピクトグラム（矢印）：ホワイト



2-3-3 車両系誘導サイン Cタイプ

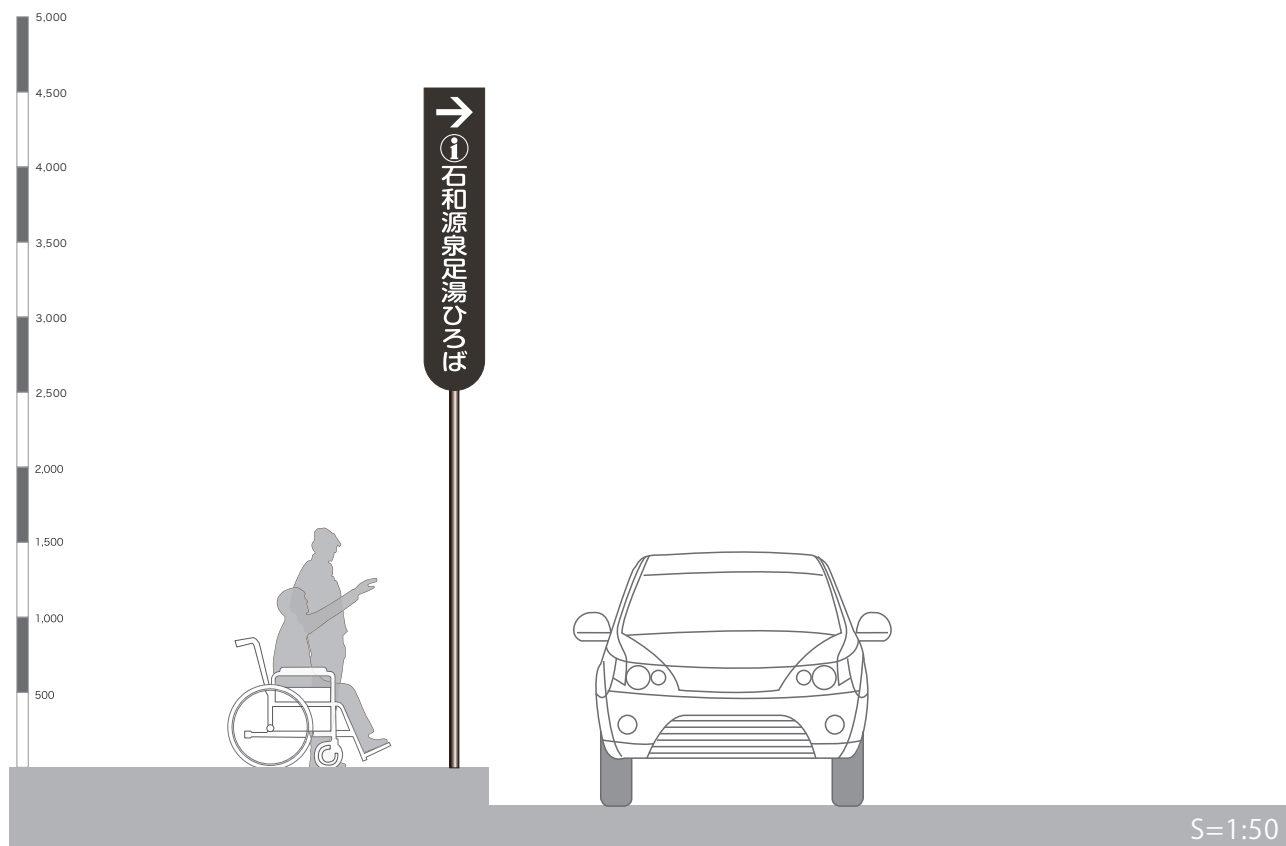
- ・車両からの視認性が高まるように掲示する。内容はなるべくシンプルにする。
- ・車両の誘導経路上の歩道に設置し、街路樹など視認性の障がいになるものがあり、横型では見えづらい場合に用いる。

(1) 掲載事項

- ①誘導先の名称：和文のみ。
- ②方向指示（矢印）
- ③案内対象がふえふき情報スポットの場合は、「笛吹市インフォメーションアイコン」を入れる。

(2) 表示面色

- ①地色：ダークブラウン
- ②文字・ピクトグラム（矢印）：ホワイト



2-4 歩行者系誘導サイン 矢羽型

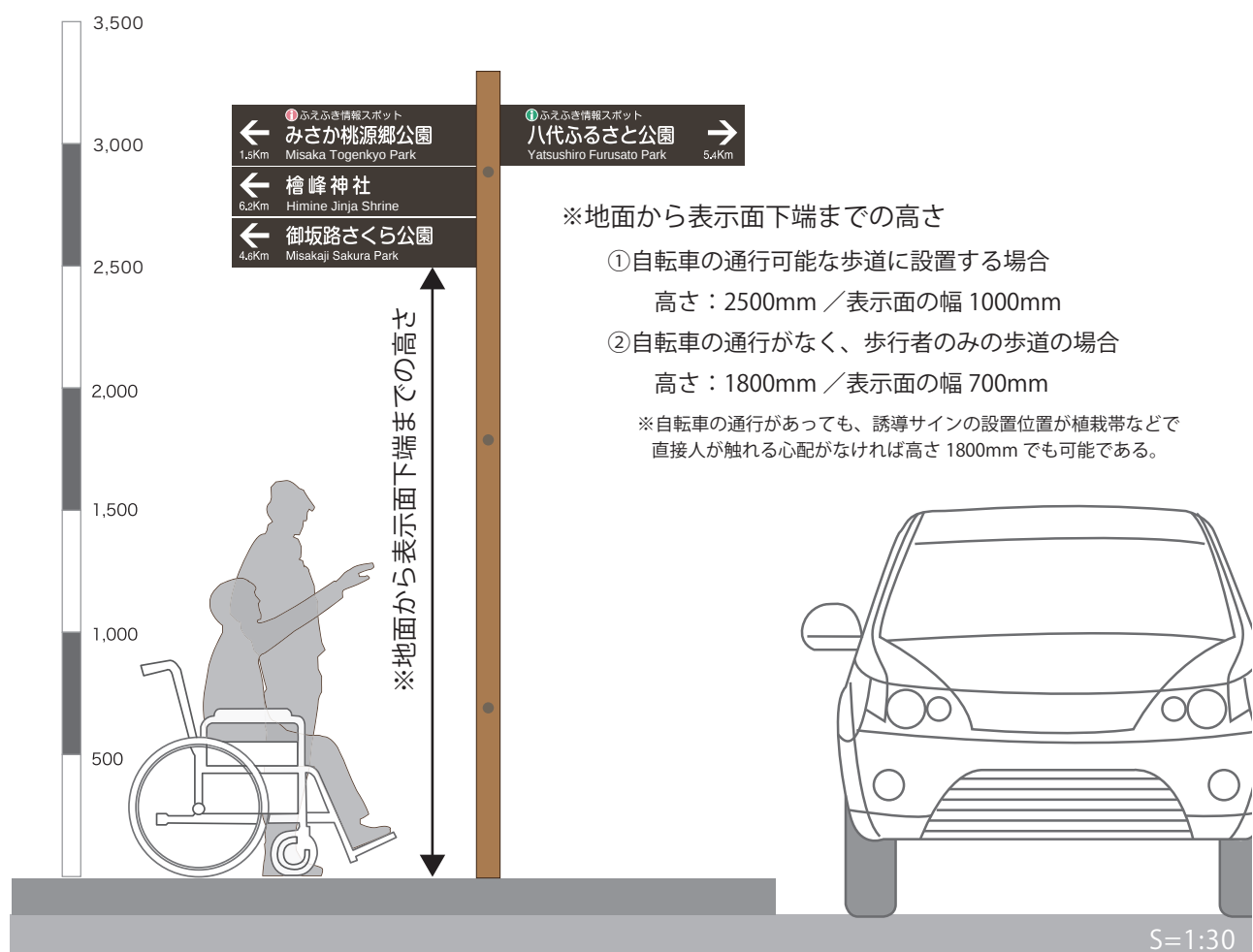
- ・歩行者の誘導経路上の歩道に設置して、複数の案内施設への方向と距離を示す。

(1) 掲載事項

- ①誘導先の名称：和文と英文を併記する。
- ②方向指示（矢印）
- ③距離
- ④案内対象がふえふき情報スポットの場合は、案内対象のあるエリアカラーで「笛吹市インフォメーションアイコン」を入れる。

(2) 表示面色

- ①地色：ダークブラウン
- ②文字・ピクトグラム（矢印）：ホワイト



3. 定点サインの基準

3-1 表示する情報の内容とデザイン

3-1-1 笛吹市インフォメーションアイコン

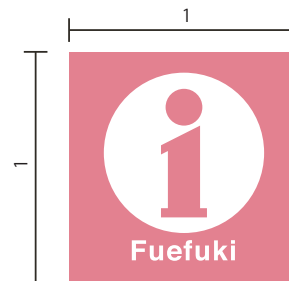
定点サインに関する笛吹市インフォメーションアイコンは、次のルールを原則として使用する。

- ・ 笛吹市インフォメーションアイコンの縦横比の変更はしない。

・案内施設付近設置サイン用

このアイコンは、案内対象のあるエリアカラーを用いて、案内施設付近に設置するサインに用いる。

また、案内対象がふえふき情報スポットである場合の表示面には、「ふえふき情報スポット」の名称を併記する。



3-1-2 色彩

(1) エリアカラー

笛吹市内の5つのエリア（ふえふき情報スポット）を利用者にわかりやすくするための補助的なものとしてエリアカラーを用いる。

※明度差 3～4.5（色番号は日本塗装工業会／塗料用標準色／2013年G版）

		石和源泉足湯ひろば：白色との明度差 4.5 日塗工色番号 G85-50P
		釈迦堂遺跡博物館：白色との明度差 3 日塗工色番号 G15-65X
		八代ふるさと公園：白色との明度差 3.5 日塗工色番号 G47-60T
		みさか桃源郷公園：白色との明度差 3.5 日塗工色番号 G99-60T
		あしがわ交流広場：白色との明度差 4.5 日塗工色番号 G69-50T

(2) 表示面の色彩

表示面の色彩においては、案内地点へ接近したことを知らせるため視認性の高さを重視し、暗色面に白色の文字の表記及びエリアカラーを伴う笛吹市インフォメーションアイコンを使用する。

(3) 表示面の地色

①表示面の地色は、統一性を図るためダークブラウンとする。

推奨色 マンセル値：10YR 2／1



日塗工色番号 G19-20B

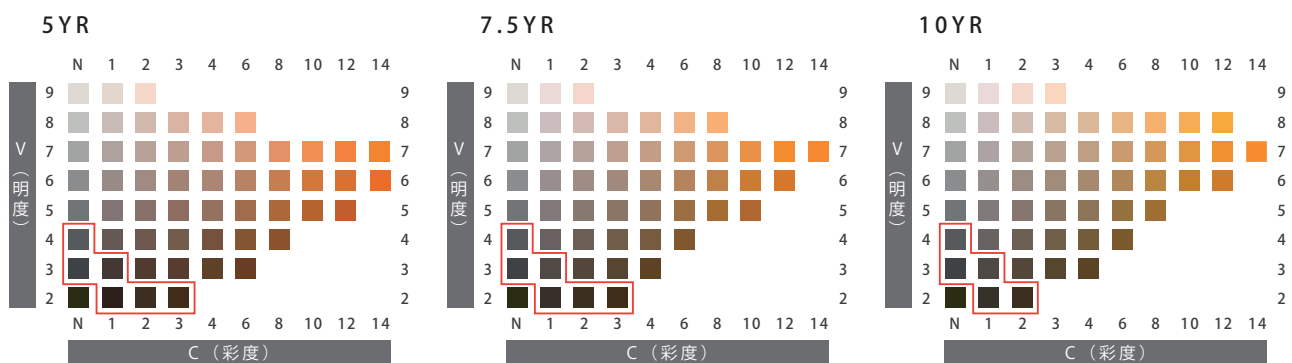
②設置環境等の条件から推奨色以外の選択をする場合は、マンセル値の以下の範囲より選択する。

色相 N : 明度 3～4

色相 5YR : 「明度 2／彩度 1～3」「明度 3／彩度 1 以下」

色相 7.5YR : 「明度 2／彩度 1～3」「明度 3／彩度 1 以下」

色相 10YR : 「明度 2／彩度 1～3」「明度 3／彩度 1 以下」

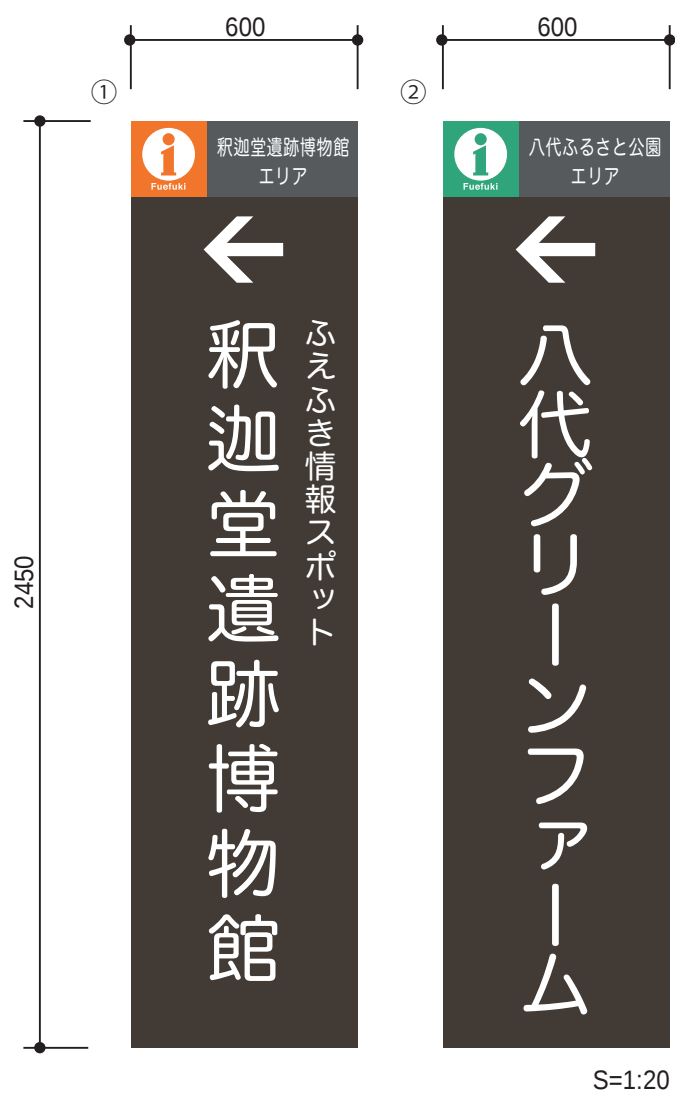


3-1-3 表示面のデザイン

表示面のデザインは下記基本パターンとする。

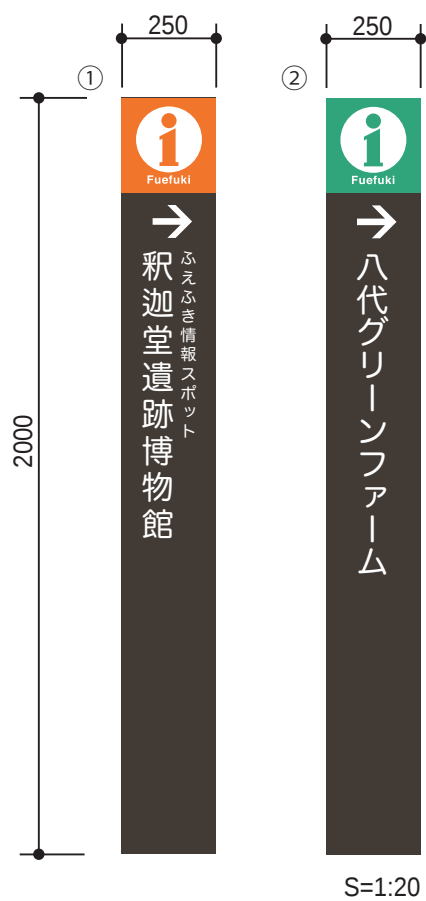
(1) 車両系定点サイン

①ふえふき情報スポット用 ②ふえふき情報スポット以外用



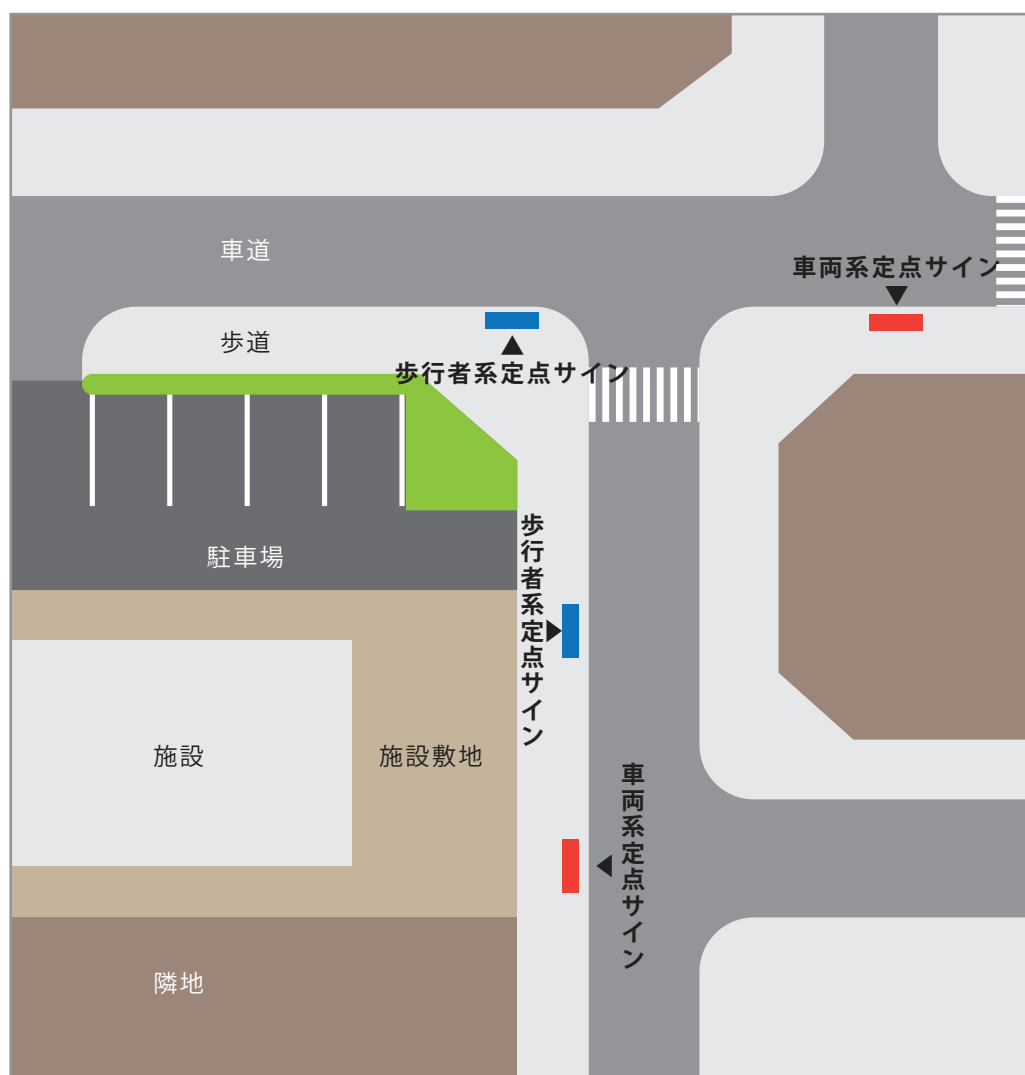
(2) 歩行者系定点サイン

①ふえふき情報スポット用 ②ふえふき情報スポット以外用



3-2 設置位置について

定点サインは、できるだけ案内地の確認点及び誘導経路上にあり、利用者を迷わせることなく誘導し、到達を確認できる位置に設置する。



3-3 車両系定点サイン 大型

- ・車両からの視認性が高まるように掲示する。内容はなるべくシンプルにする。
- ・車両の誘導経路上に設置して、案内施設付近の景観への配慮が必要となる場合に用いる。

(1) 掲載事項

①誘導先の名称：和文のみ。

※案内対象がふえふき情報スポットである場合は、「ふえふき情報スポット」と併記する。

②方向指示（矢印）

③案内対象のあるエリアカラーで「笛吹市インフォメーションアイコン」を入れる。

④エリア名を入れる。

(2) 表示面色

①地色1（施設名称など）：ダークブラウン

②地色2（エリア名）：マンセル値「N4」／日塗工色番号「GN-40」

③文字・ピクトグラム（矢印）：ホワイト



3-4 歩行者系定点サイン スリム型

- ・歩行者の視認性が高まるよう、なるべくシンプルに表示する。
- ・歩行者の誘導経路上に設置して、案内施設付近の景観への配慮が必要となる場合に用いる。

(1) 掲載事項

①誘導先の名称：和文のみ

※案内対象がふえふき情報スポットである場合は、「ふえふき情報スポット」と併記する。

②方向指示（矢印）

③案内対象のあるエリアカラーで「笛吹市インフォメーションアイコン」を入れる。

(2) 表示面色

①地色（施設名称など）：ダークブラウン

②文字・ピクトグラム（矢印）：ホワイト

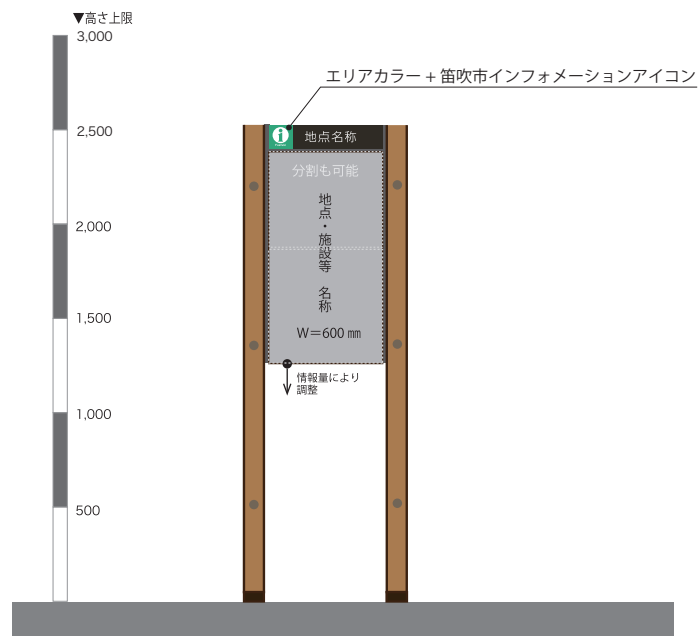


3-5 その他の定点サイン

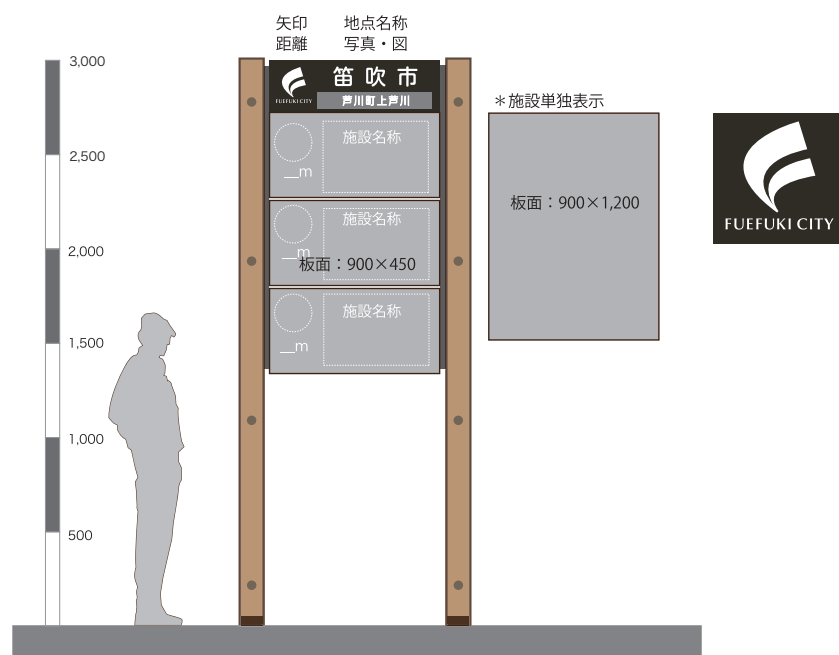
3-5-1 車両系定点サイン

以下の定点サインは、基準に基づき適切に設計を行う。

(1) 車両系定点サイン 小型



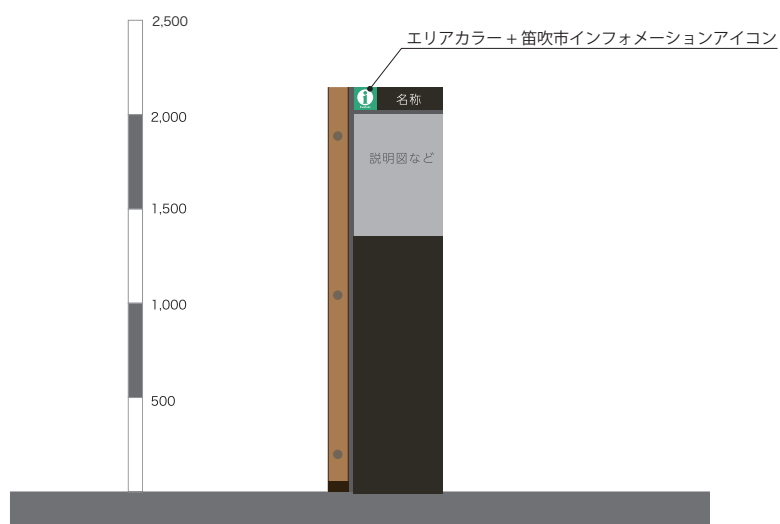
(2) 車両系定点サイン 集合型



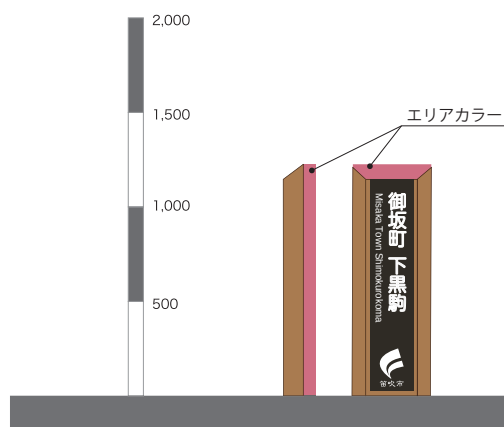
3-5-2 歩行者系定点サイン

以下の定点サインは、基準に基づき適切に設計を行う。

(1) 歩行者系定点サイン ワイド型



(2) 歩行者系定点サイン 地名型



4. 案内サインの基準

ふえふき情報スポット・ウェルカム広場の案内サイン

4-1 表示する情報の内容とデザイン

ふえふき情報スポット及び、ウェルカム広場に設置する案内板の表示面のレイアウトは、統一性を持たせるため、次のルールを原則とする。

① 笛吹市インフォメーションアイコン

エリアカラー（本ガイドライン P30 参照）のものをを使う。



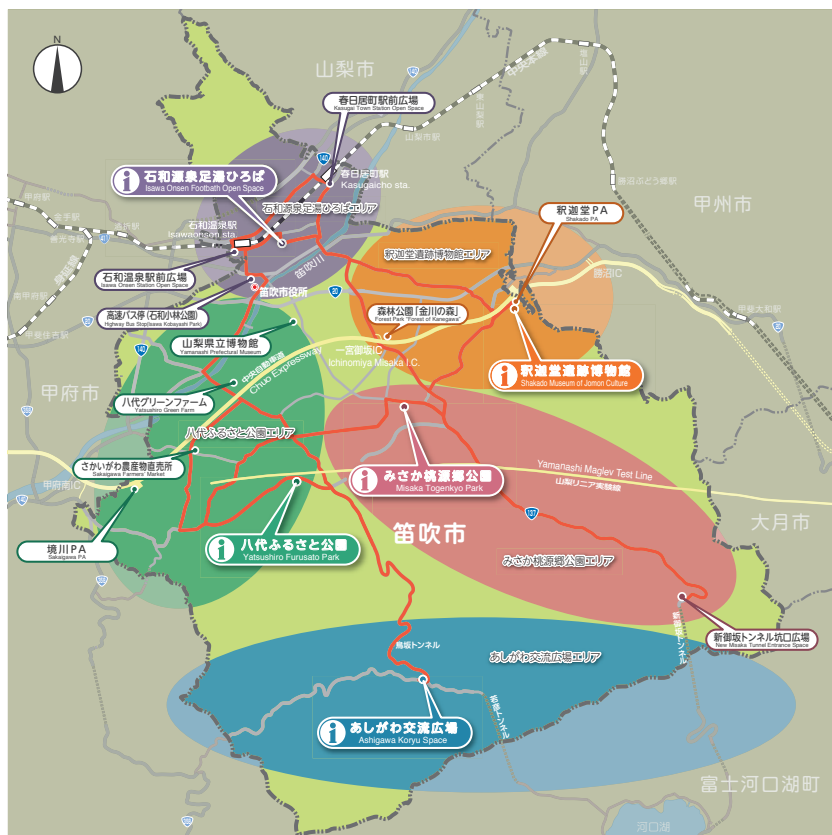
② タイトルの表記

ふえふき情報スポットに設置する場合 → ふえふき情報スポット案内
ウェルカム広場に設置する場合 → ようこそ笛吹市へ

③ ふえふき情報スポット及びウェルカム広場の配置図

情報発信拠点の全体配置を把握するためのもの。利用者が市内のどこにいるかを知らせるための現在地を示す。

【例：ふえふき情報スポット案内 MAP】



④エリア MAP のタイトル

エリア MAP のタイトルとして、「エリア名称 + エリア MAP」とする。

【例：八代ふれあい公園エリア MAP】

エリア名称

⑤エリアカラー

指定部分にエリアカラー（本ガイドライン P30 参照）を配置する。

⑥周辺情報

エリア内のおすすめスポットの「写真」「施設名」「番号」「説明文」を掲載する。

⑦英語表記

主立った部分（タイトル・説明文・地名など）には英文を併記する。

⑧案内エリアの説明

ふえふき情報スポットとは何かがわかるように説明文や写真を掲載する。

※すべての案内板に同じものを掲載する。

⑨周辺情報の番号

エリア周辺 MAP と周辺情報（写真・施設名・番号・説明文）とが連動するようにする。

⑩エリア MAP

エリア内をわかりやすく案内できるようにシンプルに表現する。

現在地、方位記号、スケール（本ガイドライン P16 参照）を必ず表記する。

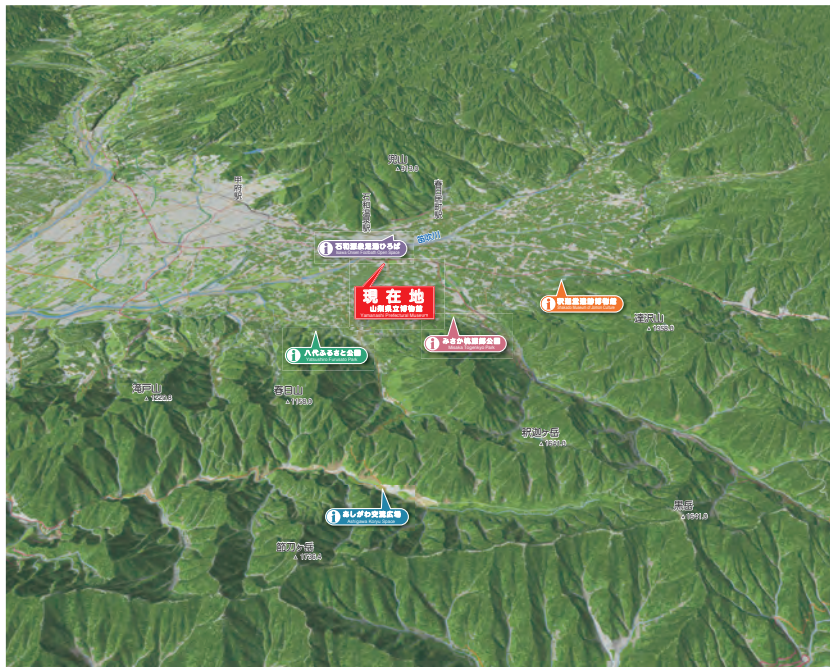
【例：八代ふるさと公園エリア MAP】



⑪ エリア 3D MAP

エリア内を感覚的に把握できるように補助的な MAP とする。

【例：八代ふるさと公園エリアのエリア 3D MAP】



⑫ 笛吹市の市章と市名

市章マニュアルを参照する。色は白とする。

⑬ エリアの説明

エリア内の特徴など、観光客が興味を持てる内容とする。

⑭ 笛吹市最新情報（QR コード）

利用者が、笛吹市公式ホームページや、観光案内ホームページへアクセスし、最新の情報が取得できるようにする。

【例：案内サイン垂直型】



【例：案内サイン傾斜型】



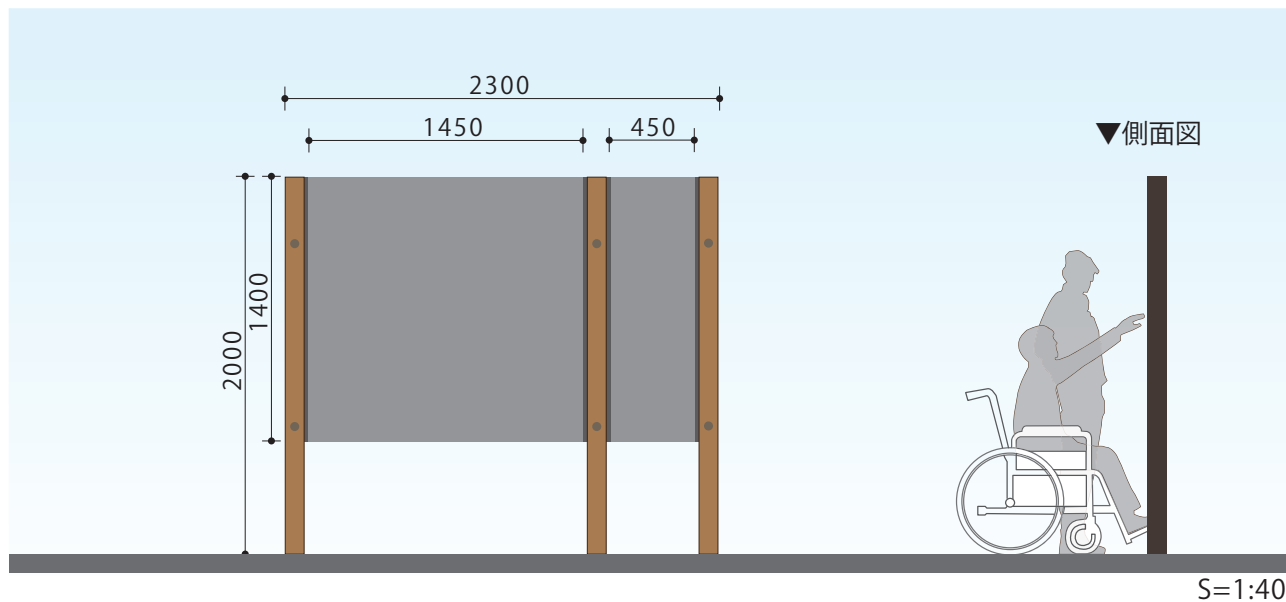
⑮ 問い合わせ先の表記

QR コードの読み取り機能付きの通信媒体を所持しない人などでも、問い合わせができるように、施設名称と電話番号を表記する。

4-2 基本形状

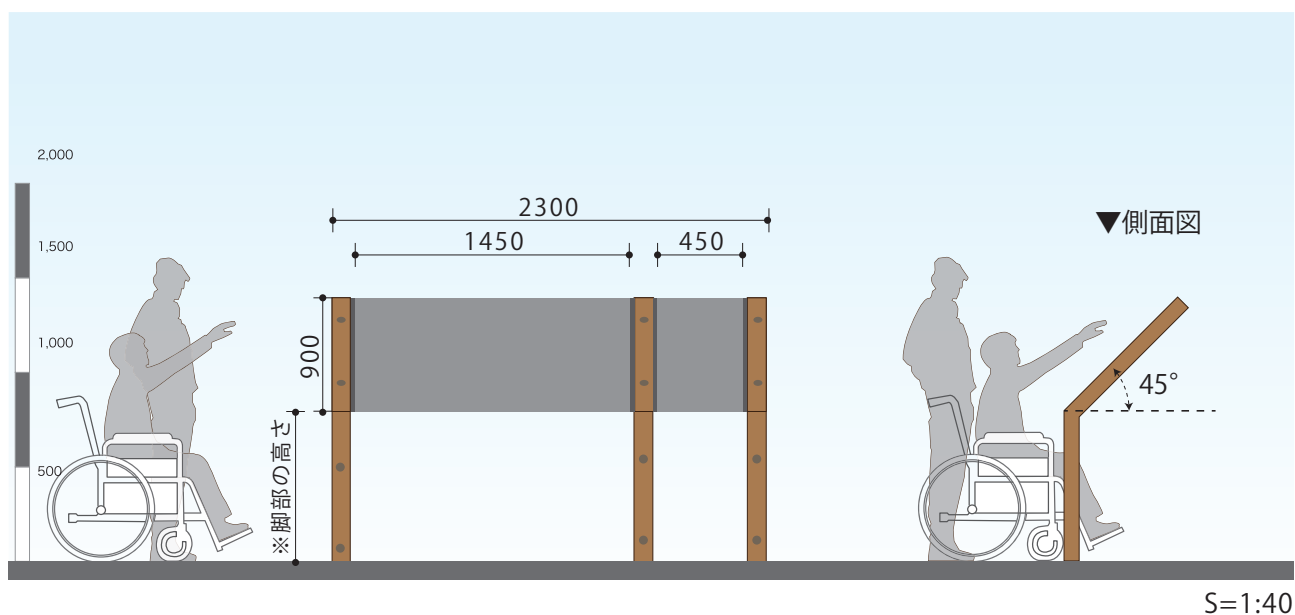
4-2-1 案内サイン 垂直型

市街地や施設付近で、設置面積を小さくできる標準的な形状である。
サイン表示面は片面を原則とし、背面は使用しないことを基本とする。



4-2-2 案内サイン 傾斜型

前方の眺望が優れている場合、それを阻害しないことを目的とする形状である。
表示面の傾斜角度は 45°を基本とする。
※脚部の高さは、標準寸法を 760mm とし、車椅子から見下ろす場合は 400mm とする。



4-3 レイアウト見本

4-3-1 案内サイン垂直型の表示面レイアウト

ふえふき情報スポット及びウェルカム広場に設置する案内サイン垂直型の表示面レイアウト及び記載内容は下記を参照する。



4-3-2 案内サイン傾斜型の表示面レイアウト

ふえふき情報スポット及びウェルカム広場に設置する案内サイン傾斜型の表示面レイアウト及び記載内容は下記を参照する。



5. 参考設計図

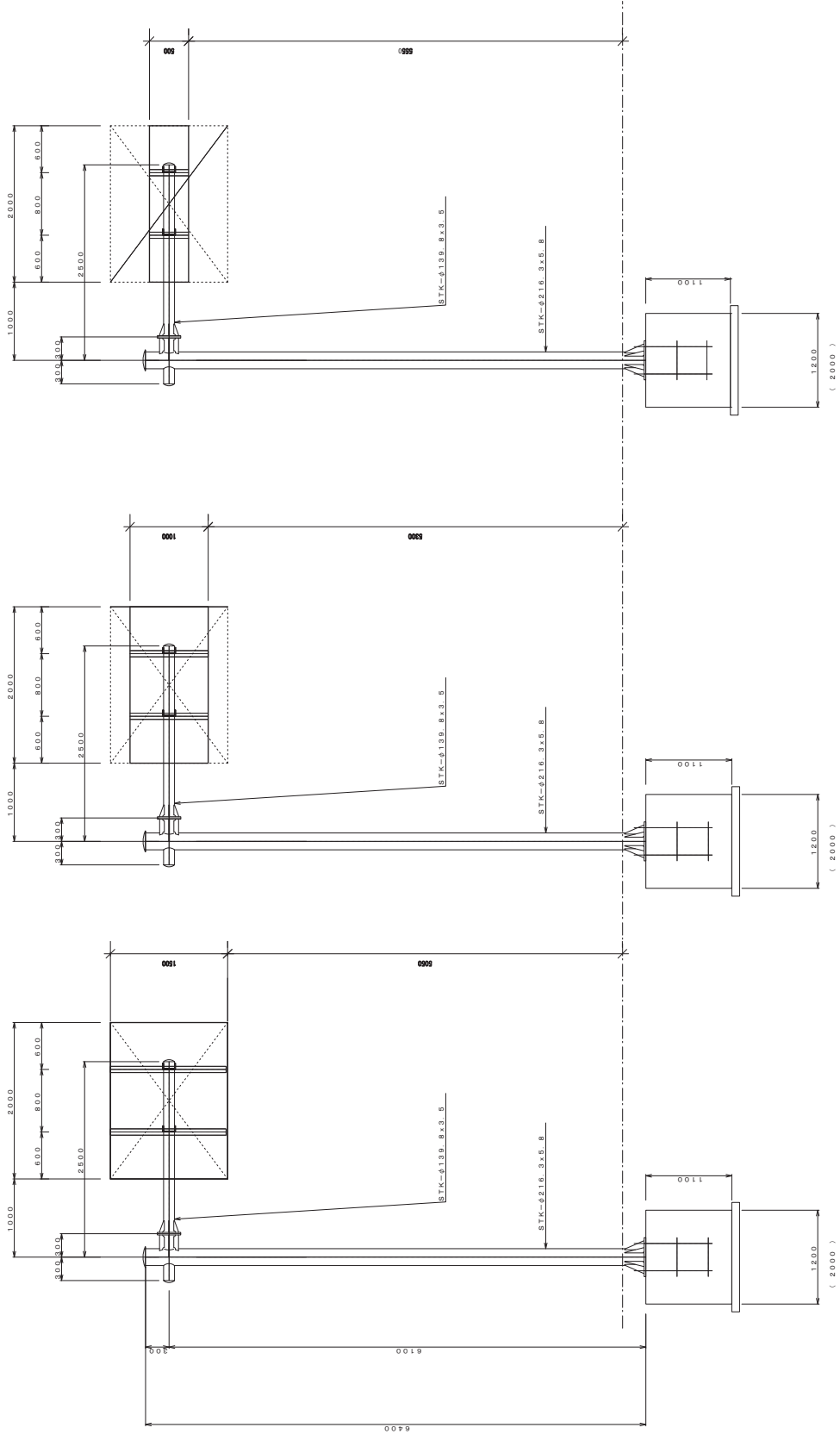
5-1 車両系誘導サイン

5-1-1 車両系誘導サイン Aタイプ

参考図

逆L型標識柱構造図

一般図 S=1/50

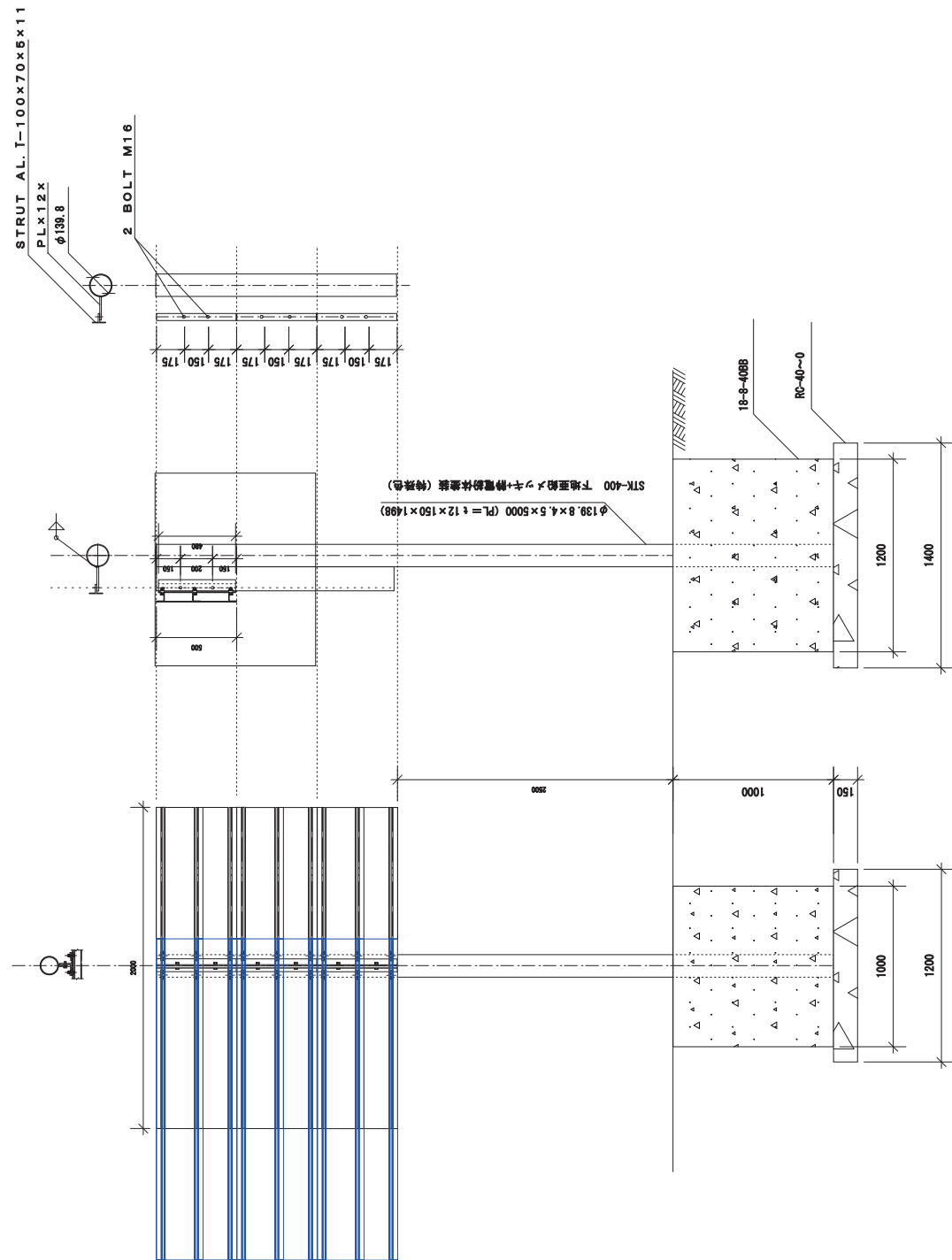


5-1-2 車両系誘導サイン Bタイプ

参考図

路側式標識（単柱式）構造図

標識板サイズ 500×2000×3枚取付

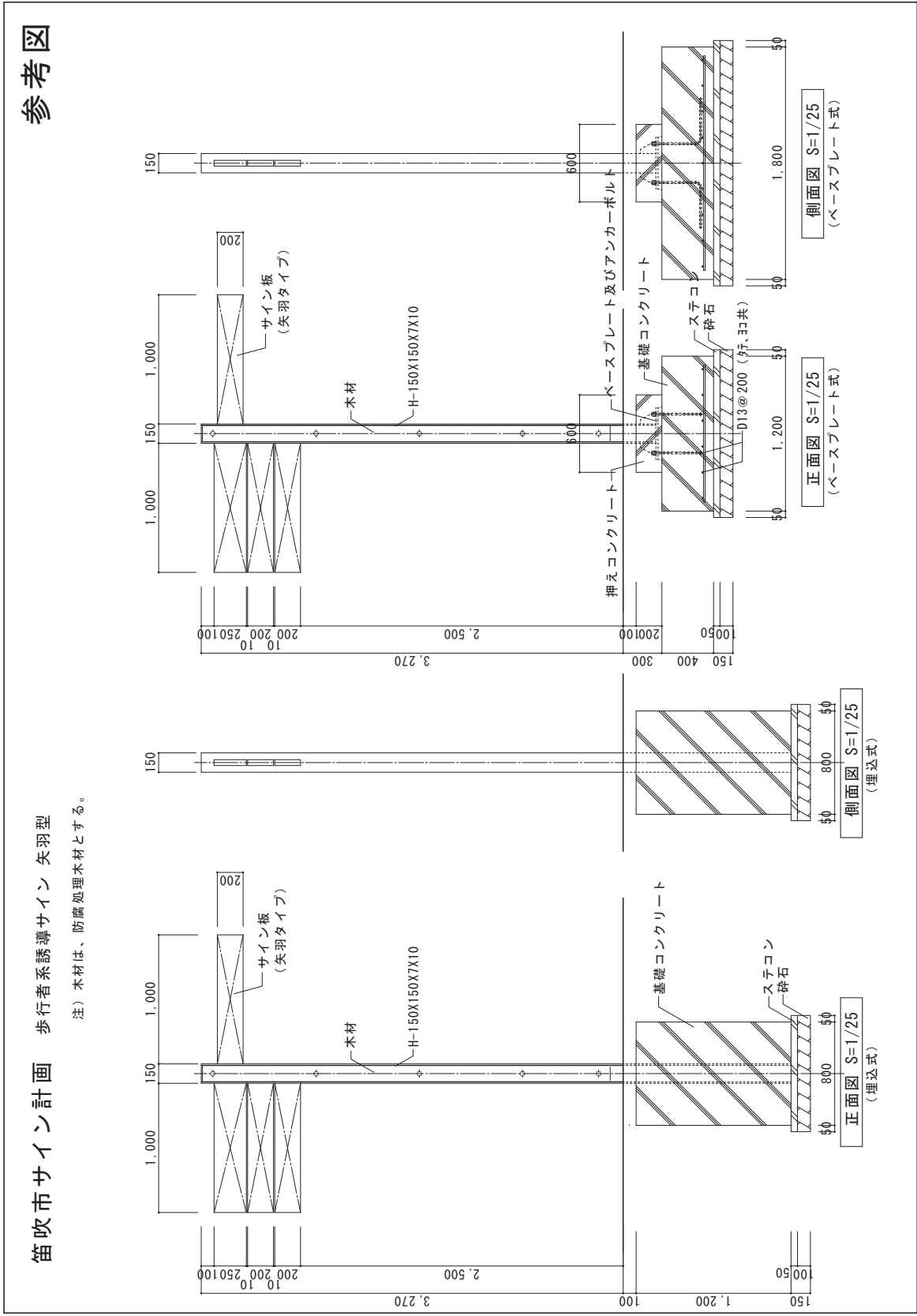


5-1-3 車両系誘導サイン Cタイプ



5-2 歩行者系誘導サイン 矢羽型

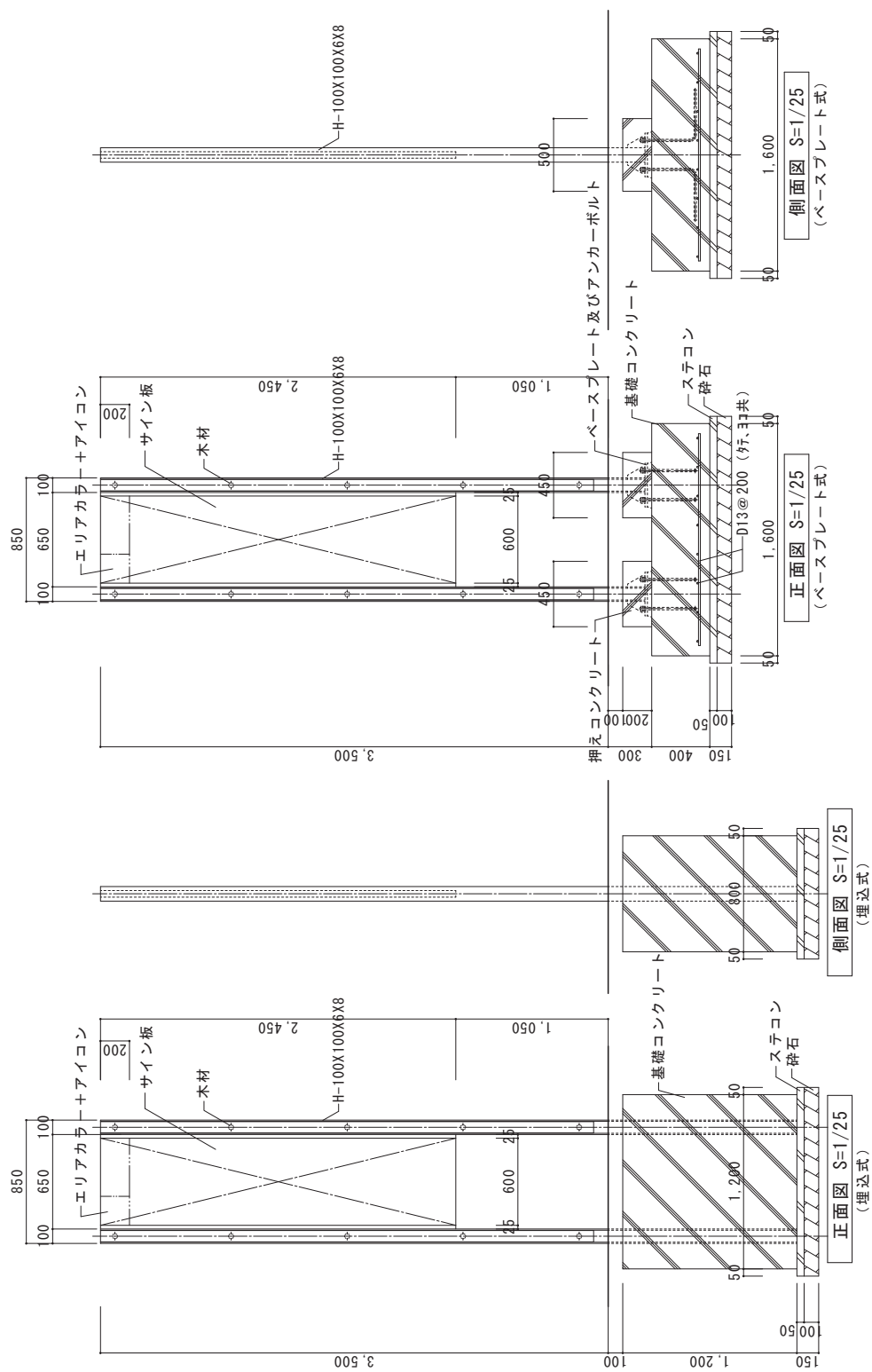
基礎部についてはサイン設置場所の条件（地盤など）によって適切に設計する。



5-3 車両系定点サイン 大型

基礎部についてはサイン設置場所の条件（地盤など）によって適切に設計する。

図 形 参



大和吹簫の演奏系統図

(注) 木材は、防腐処理木材とする。

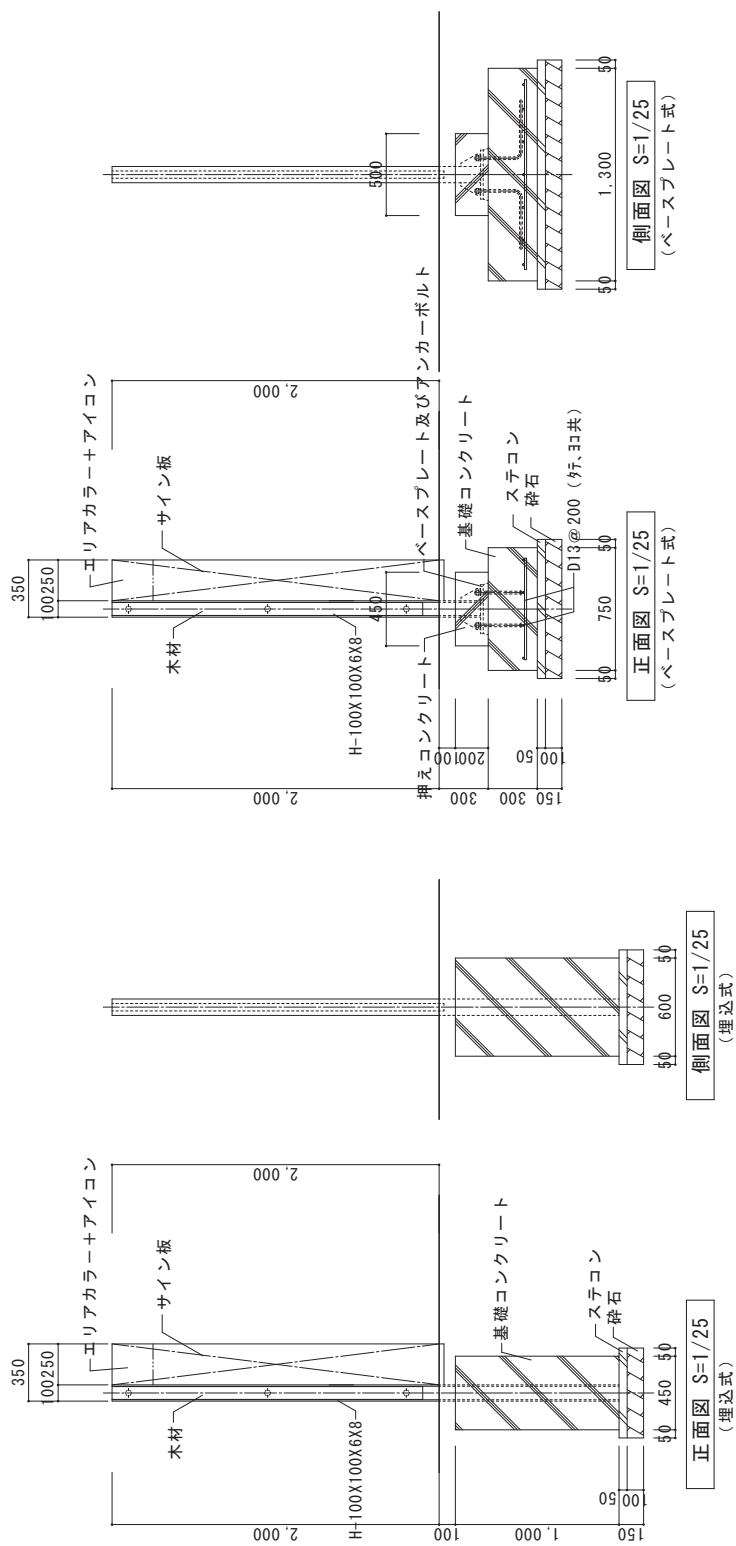
5-4 歩行者系定点サイン スリム型

基礎部についてはサイン設置場所の条件（地盤など）によって適切に設計する。

参考図

笛吹市サイン計画 歩行者系定点サイン スリム型

注）木材は、防腐処理木材とする。



5-5 案内サイン

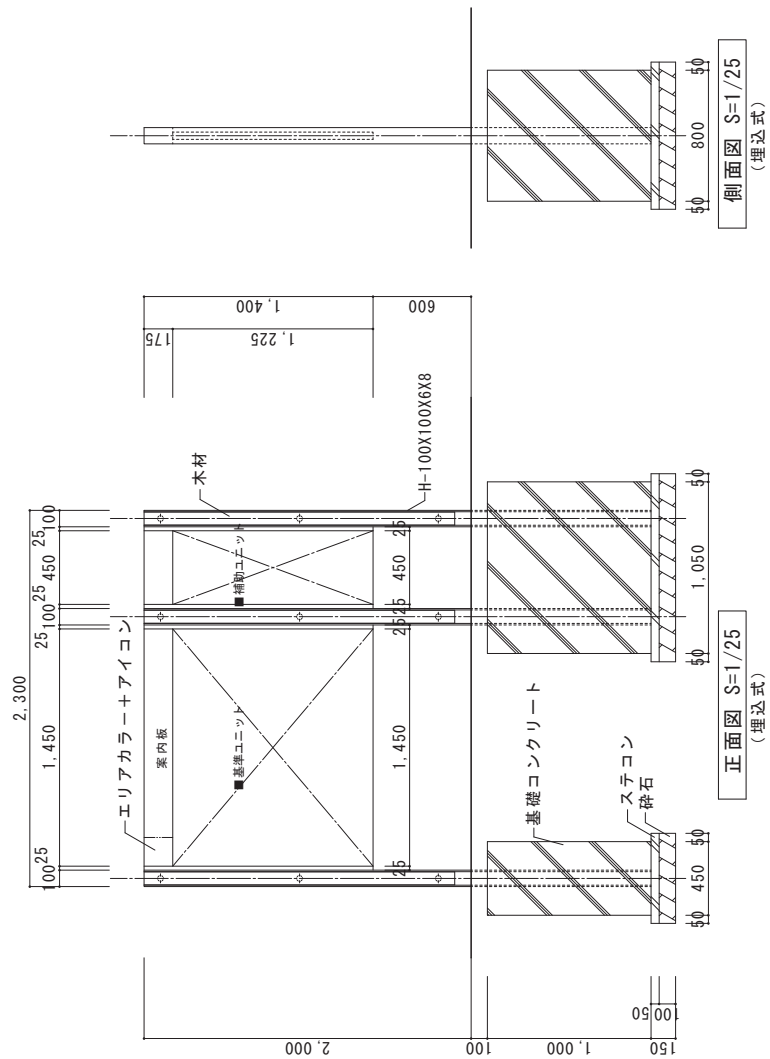
5-5-1 案内サイン 垂直型

- (1) 基礎部：埋め込み式／基礎部についてはサイン設置場所の条件（地盤など）によって適切に設計する。

参考図

笛吹市サイン計画 案内サイン 垂直型（基礎：埋込式）

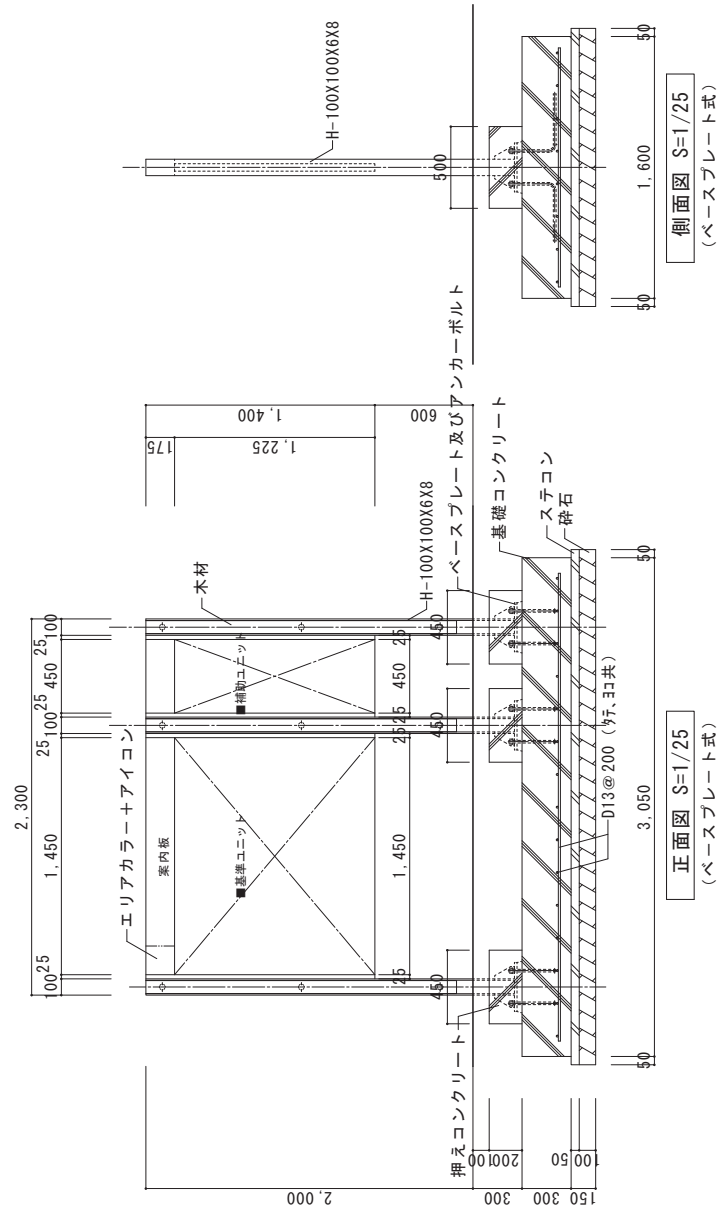
注）木材は、防腐処理木材とする。



参考図

笛吹市サイン計画 案内サイン 垂直型（基礎：ベースプレート式）

注）木材は、防腐処理木材とする。



（２）基礎部:ベースプレート式／基礎部についてはサイン設置場所の条件(地盤など)によって適切に設計する。

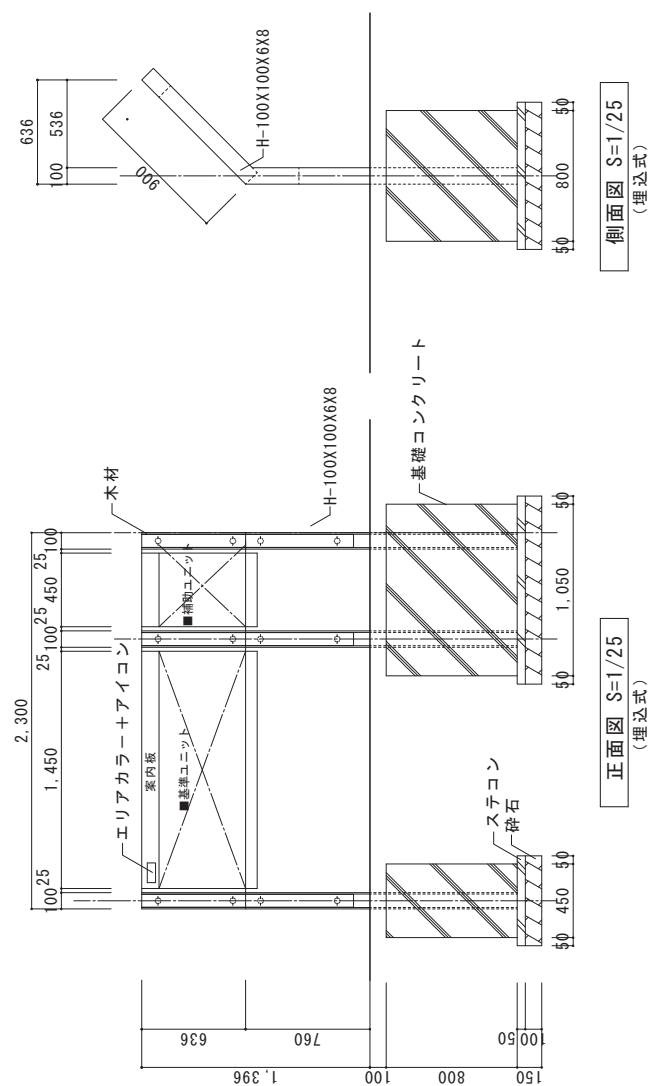
5-5-2 案内サイン 傾斜型

(1) 基礎部:埋め込み式／基礎部についてはサイン設置場所の条件(地盤など)によって適切に設計する。

参考図

笛吹市サイン計画 案内サイン 傾斜型 (基礎:埋込式)

注) 木材は、防腐処理木材とする。

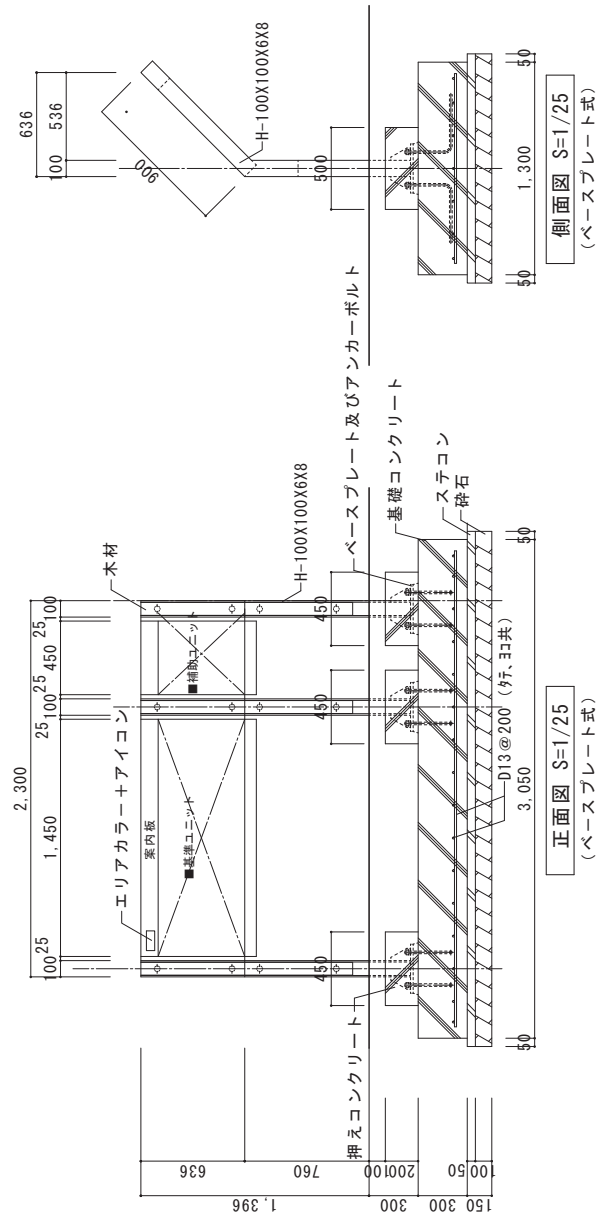


笛吹市サイン計画

案内サイン 傾斜型（基礎：ベースプレート式）

注）木材は、防腐処理木材とする。

参考図

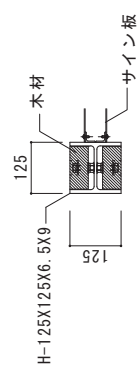


（２）基礎部:ベースプレート式／基礎部についてはサイン設置場所の条件(地盤など)によって適切に設計する。

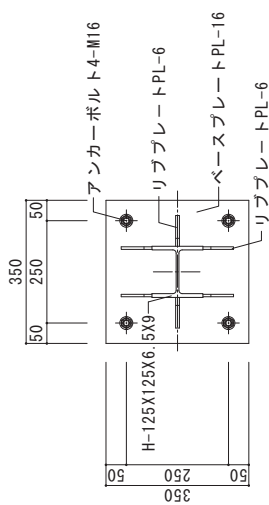
5-5-3 柱・ベースプレート

参考図

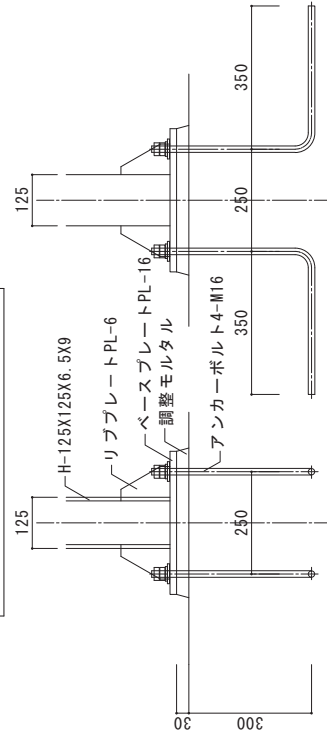
笛吹市サイン計画
車両系サイン・歩行者系サイン
◎柱・ベースプレート詳細図
注) 木材は、防腐処理木材とする。



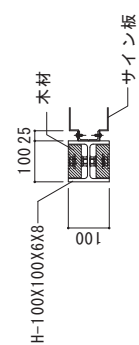
柱詳細図 S=1/10



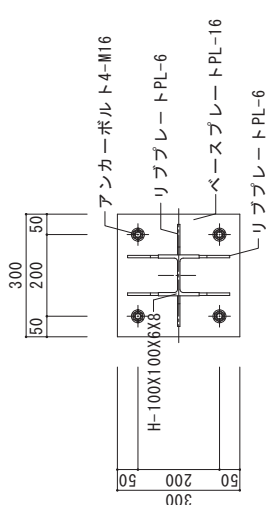
ベースプレート詳細図 S=1/10



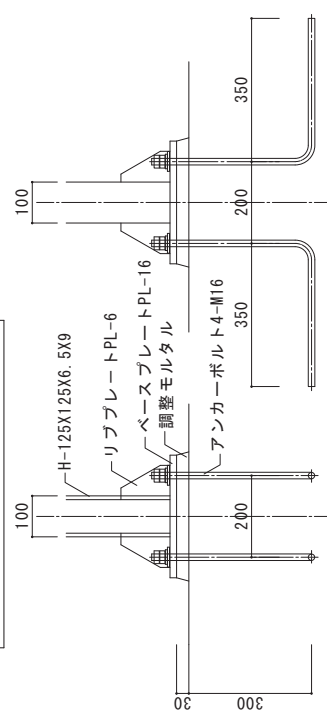
アンカーボルト詳細図 S=1/10



柱詳細図 S=1/10



ベースプレート詳細図 S=1/10



アンカーボルト詳細図 S=1/10

6. 維持・管理

6-1 方針と方法

6-1-1 サインの維持管理方針

看板類は、設置した時点で完了ではなく、その機能や品質、周辺景観、わかりやすい案内表示を保つ必要がある。

よって、原則として当該サインの管理者において、適切な日常管理や定期的な点検、メンテナンス、更新（躯体・表示面）等を合理的かつ計画的に行う。

6-1-2 サインの維持管理方法

(1) 管理台帳・管理票

サインを設置する際には、必ず管理台帳に記入し、管理票をサイン本体および支柱部に表示する。

①管理台帳例

庁内で情報共有およびスムーズな管理ができるよう、共通サーバー内の共通フォーマットにサインの情報を記入し、保管（データまたは紙出力）する。

公共サイン管理台帳

部 課

管理No.	種類	設置場所	設置 年月日	寸 法		仕 様		設置場所 の区分	道路種別	道路占用 の有無	借地料	管理者 (設置部課)	点 検 年月日	備考
				本 体	表示面	表示面	支 柱							
1														
2														
3														
4														
5														

「〇〇課の固有番号 + 〇〇サイン整理番号」を表示

②管理票例

庁内で情報共有およびスムーズな管理ができるよう、共通サーバー内の管理票見本にしたがい、サインの情報（管理番号・設置年月日・設置場所・管理者（設置部課名称））をサイン本体および支柱部に表示する。

なお、管理票の表示方法については、消えたり剥がれたりしにくい同一規格のシール貼りとする。

「〇〇課の固有番号 + 〇〇サイン整理番号」を表示

公共サイン管理票	
管理番号	第 〇〇〇 号
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
設置場所	笛吹市〇〇町〇〇〇番地
管理者	笛吹市役所〇〇〇課

(2) 清掃・点検・メンテナンス

長期活用できるよう、最低でも2年に1回は行う。(県屋外広告物条例の許可期間を参考)

①清掃

- ・汚れを取る。
- ・不要な貼り紙や、落書きを取る。
- ・必要に応じて、サイン類周囲の除草や清掃を行う。

②点検

- ・メンテナンス
- ・がたつきやボルトなどの緩みがないか確認し、必要に応じて修繕する。
- ・破損・劣化状況を確認し、必要に応じて修繕する。

③表示面に記載されている情報が、状況と大きく異なっていないかを確認し、必要に応じて表示面を貼り替えるなどの修正を行う。

なお、デザインを変更する場合は、本ガイドラインの基準を参考にする。

【例：表示面の貼替】

- ・地名や主要施設の名称など、点的な表示の差異が生じている場合には、部分的な表示を上貼りすることで修正する。
- ・道路の付け替えや大規模な土地利用の変更等が生じた場合には、そのエリアの修正した表示面を上貼りすることで対応する。
- ・表示面の経年劣化やいたずら・事故等による大きな損傷、土地利用の全面的な変更等がある場合には、全面貼り替えとする。

付録

付録

①言語表記一覧

ふえふき情報スポット

石和源泉足湯ひろば	Isawa Onsen Footbath Open Space
釈迦堂遺跡博物館	Shakado Museum of Jomon Culture
みさか桃源郷公園	Misaka Togenkyo Park
八代ふるさと公園	Yatsushiro Furusato Park
あしがわ交流広場	Ashigawa Koryu Space

ウェルカム広場

山梨県立博物館	Yamanashi Prefectural Museum
森林公園「金川の森」	Forest Park "Forest of Kanegawa"
釈迦堂 PA	Shakado PA
境川 PA	Sakaigawa PA
新御坂トンネル坑口広場	New Misaka Tunnel Entrance Space
八代グリーンファーム	Yatsushiro Green Farm
さかいがわ農産物直売所	Sakaigawa Farmers' Market
石和温泉駅前広場	Isawa Onsen Station Open Space
春日居町駅前広場	Kasugai Town Station Open Space
高速バス停	Highway Bus Stop
石和小林公園	Isawa Kobayashi Park

その他の観光施設

石和八幡宮	Isawa Hachimangu Shrine
いちのみやふれあい文化館	Ichinomiya Fureai Cultural Center
稲山ケヤキの森	Inayama Keyaki no mori Forest
大野山福光園寺	Onosan Fukkoonji Temple
甲斐一宮浅間神社	Kai Ichinomiya Asama Jinja Shrine
甲斐国分寺跡	Kai Kokubunji Temple Site
かすがい農産物直売所	Kasugai Farmers' Market
境川自転車競技場	Sakaigawa Velodrome
さくら温泉通り	Sakura Onsen Street
(登山) 大蔵経寺山コース	Mt. Daizokyojiyama Climbing Course
なごみの湯	Nagomi no yu
八田家書院 (八田御朱印公園)	Hatta Shoin (Hatta Goshuin Park)
檜峰神社	Himine Jinja Shrine
笛吹市春日居郷土館	Fuefuki City Kasugai Town Local Museum
(小川正子記念館)	(Masako Ogawa Memorial Museum)

※平成 27 年 3 月時点情報

藤壘の滝	Fujinuta no taki Waterfall
坊ヶ峰	Bogamine
御坂路さくら公園	Misakaji Sakura Park
みさかの湯	Misaka no yu
美和神社	Miwa Jinja Shrine
ももの里温泉	Momo no sato Onsen
八代ふるさと公園(岡・銚子塚古墳)	Yatsushiro Furusato Park (Oka・Choshizuka Tumulus)
山梨岡神社	Yamanashi Oka Jinja Shrine
リニアの見える丘 花鳥展望台	Rinia no mieru oka Hanatori Observatory

その他（笛吹市の祭事など）

笈形焼き	Oigata Yaki Fire
御幸祭り（甲斐一宮浅間神社）	Omiyuki festival (Kai Ichinomiya Asama Jinja Shrine)
甲斐いちのみや大文字焼き	Kai Ichinomiya Daimonji Yaki Fire
川中島合戦戦国絵巻	Battles of Kawanakajima Living Picture Scroll Reenactment
笛吹川石和鵜飼い	Isawa cormorant fishing at Fuefuki River
笛吹市夏祭り石和温泉花火大会	Fuefuki City Summer Festival Isawa Onsen Fireworks Night
桃の里マラソン大会	Peach Country Marathon

花の名前

桜の花	Cherry blossoms
バラの花	Rose flower
水芭蕉	Skunk cabbage
桃の花	Peach flower
八代ふるさと公園の甲州蚕影桜	Koshu Kokage Zakura in Yatsushiro Furusato Park

②ピクトサイン一覧（抜粋）

公共・一般施設 Public Facilities



交通施設 Transport Facilities



出典元：交通エコロジー・モビリティ財団（平成13年3月）『標準案内用図記号ガイドライン』より一部抜粋
※平成27年3月時点情報

③ 車両系誘導サイン表示面のレイアウト例



S=1:20



S=1:20

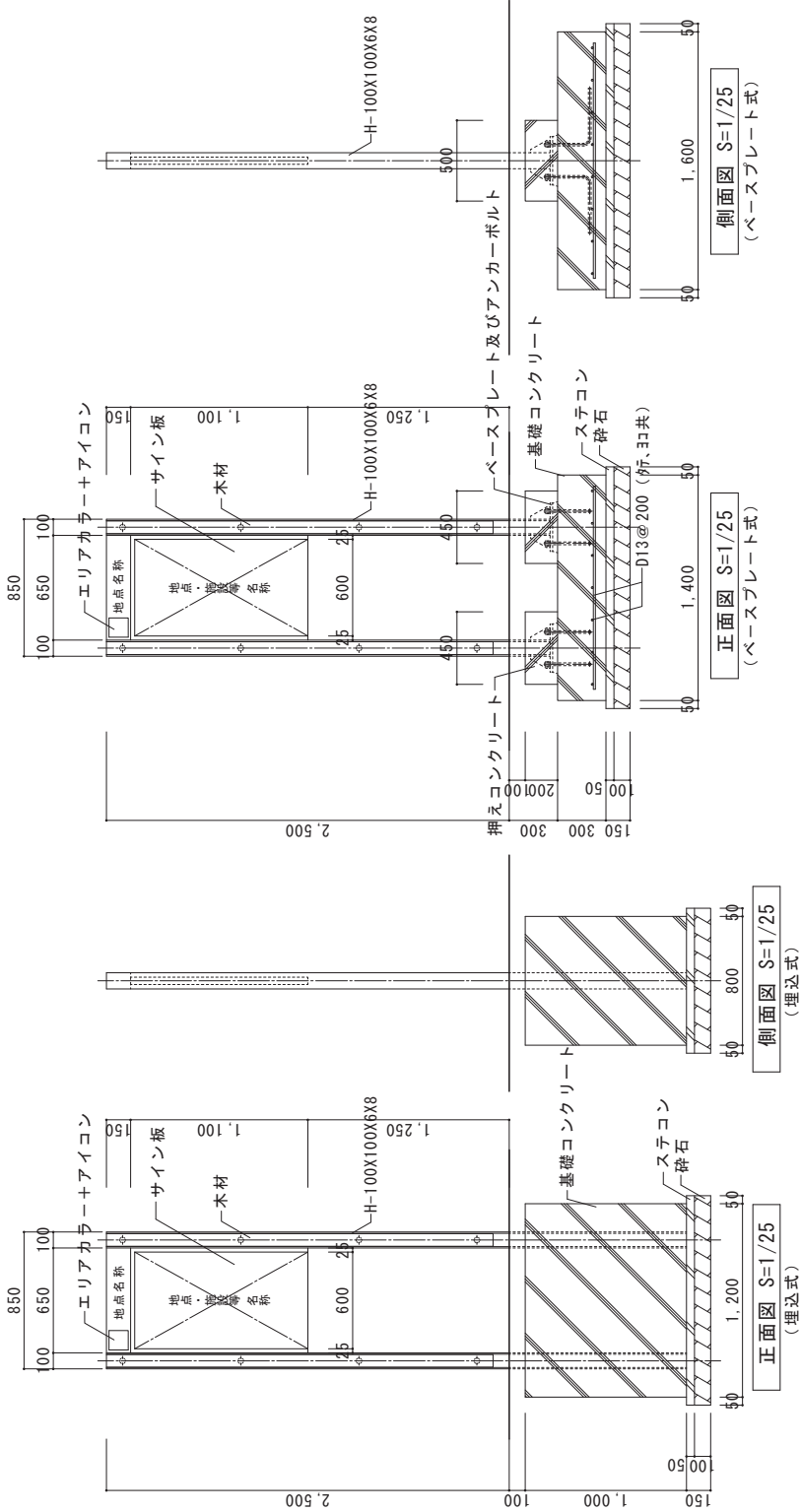
④車両系定点サイン 小型

参考図

笛吹市サイン計画 車両系定点サイン 小型

注) 木材は、防腐処理木材とする。

(防腐剤加圧注入加工)



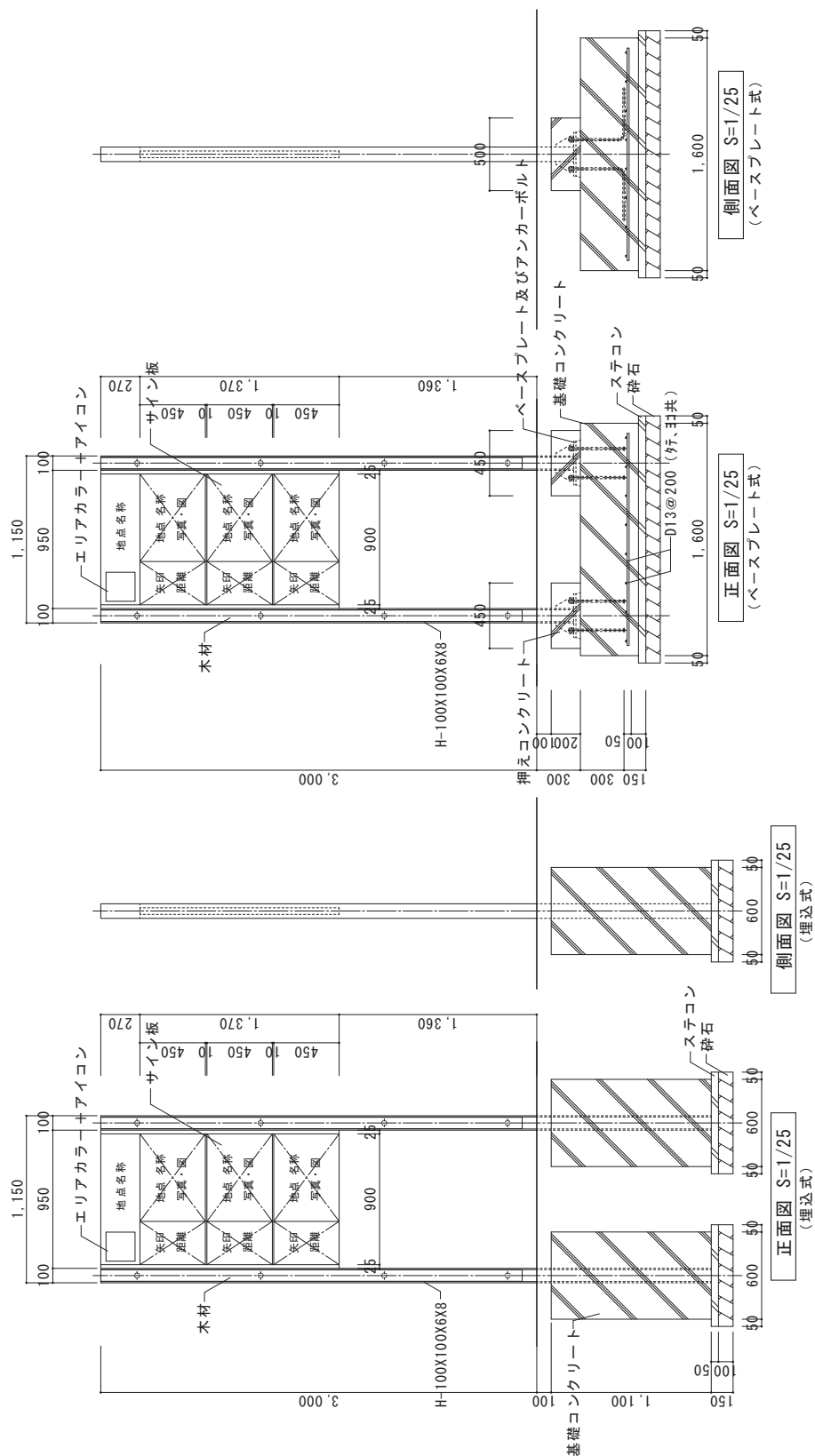
⑤ 車両系定点サイン 集合型

圖書

型合集 イイナ点定系面車

画計 イイナ吹笛

(注) 木材は、防腐処理木材とする。

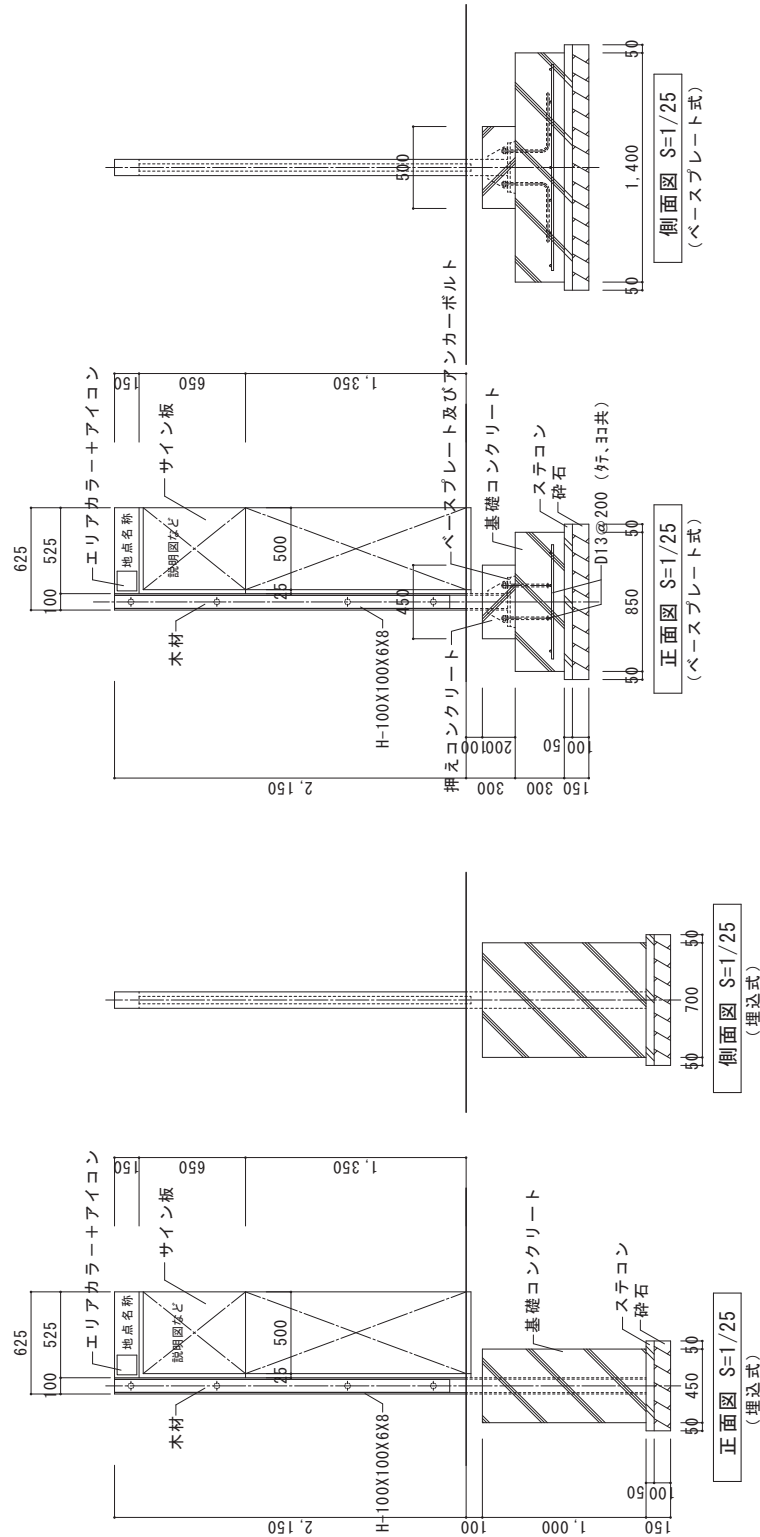


⑥ 歩行者系定点サイン ワイド型

参考図

笛吹きサイン計画 歩行者系定点サイン ワイド型

注) 木材は、防腐処理木材とする。

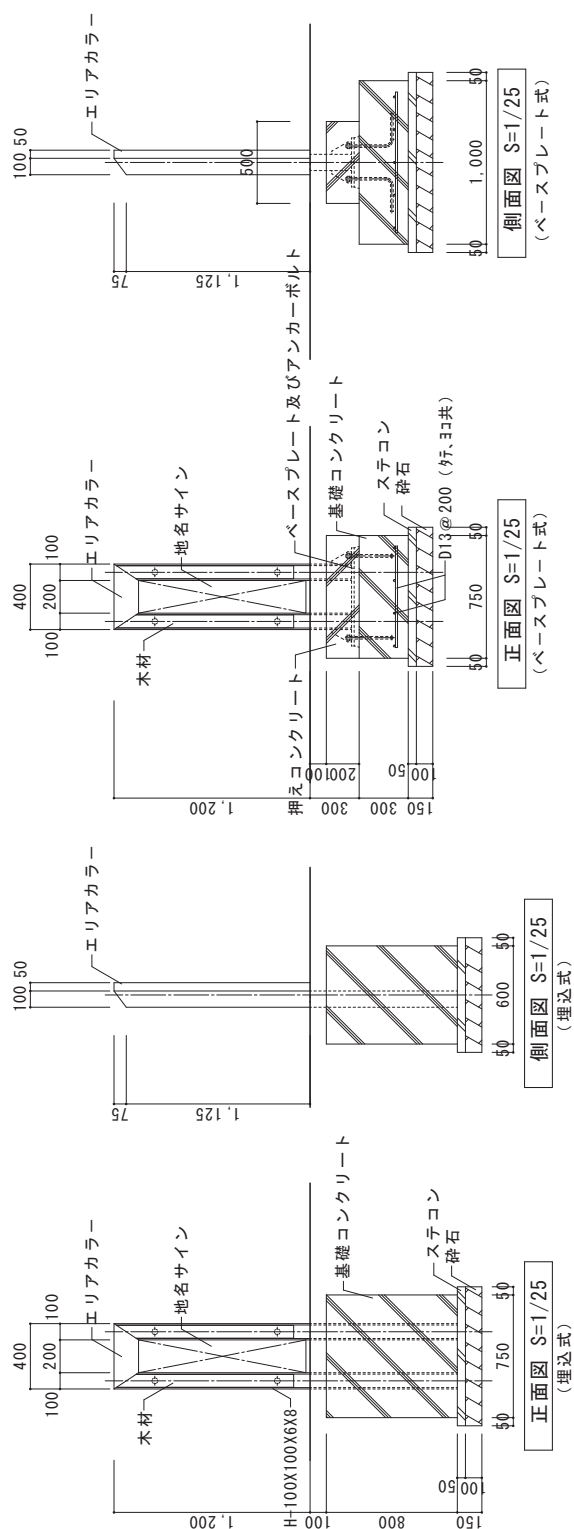


⑦ 歩行者系定点サイン 地名型

図 形 参

型名地ノイサ点定系者行歩
画計ノイサ市吹笛

注) 木材は、防腐処理木材とする。



参考文献

- ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（平成 25 年 10 月）『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）』
- ・交通エコロジー・モビリティ財団（平成 13 年 3 月）『標準案内用図記号ガイドライン』
- ・財団法人国土技術研究センター（平成 23 年 8 月）『増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン』
- ・笛吹市 『市章管理運用マニュアル』
- ・国土交通省 観光庁（平成 26 年 3 月）『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

笛吹市公共サインガイドライン

平成 27 年 3 月

発 行：笛吹市

編 集：建設部 まちづくり整備課

〒406-8510 笛吹市石和町市部 777

TEL 055-262-4111 FAX 055-262-4115

URL <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

協 力：株式会社 サンニチ印刷
